

北本市公共施設等総合管理計画見直し（案）

目 次

第1章	はじめに	1
1.1	本計画策定当初の背景と目的.....	1
1.2	計画の位置づけ.....	2
1.3	計画期間.....	3
1.4	対象施設.....	4
第2章	本市の現状と課題	5
2.1	人口の状況.....	5
2.2	財政状況.....	6
2.3	公共施設等の現状	10
2.4	将来費用の試算の状況.....	26
2.5	現状や課題に対する基本認識.....	31
第3章	公共施設等の総合的な管理に関する基本方針	34
3.1	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	34
3.2	目標の設定	35
3.3	基本的な方針を推進するための実施方針.....	37
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	42
4.1	公共施設の管理に関する基本方針.....	42
4.2	インフラ施設の管理に関する基本方針	43
第5章	推進体制及び進行管理	44
5.1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	44
5.2	P D C Aサイクルの推進方針.....	47

資料編

第1章 はじめに

1.1 本計画策定当初の背景と目的

本市では、1970年代からの人口増加に合わせて、公共施設及びインフラ施設（以下「公共施設等」という。）を整備してきました。本計画を策定した2016年度時点で、公共施設のうち、延床面積では全体の6割以上が建設後30年を経過しており、多くのインフラ施設（道路、橋りょう、公共下水道等）も老朽化が進んでいました。

一方で、少子高齢化による人口減少の時代を迎え、扶助費の増加や税収の大幅な落ち込みが想定され、公共施設等への投資力が低下し、このままでは現状どおりに公共施設等を維持・更新していくことが困難な状況となることから、この問題を解決していくことが、今後、健全な財政運営を進めていく上で、喫緊の課題となっていました。

また、2014年4月には総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体は、すべての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定が求められました。このような背景のもと、本市では、公共施設等の将来のあり方を定める「北本市公共施設等総合管理計画」（以下「公共施設等総合管理計画」という。）を2017年3月に策定し、公共施設等の各個別施設計画を策定・実施しています。

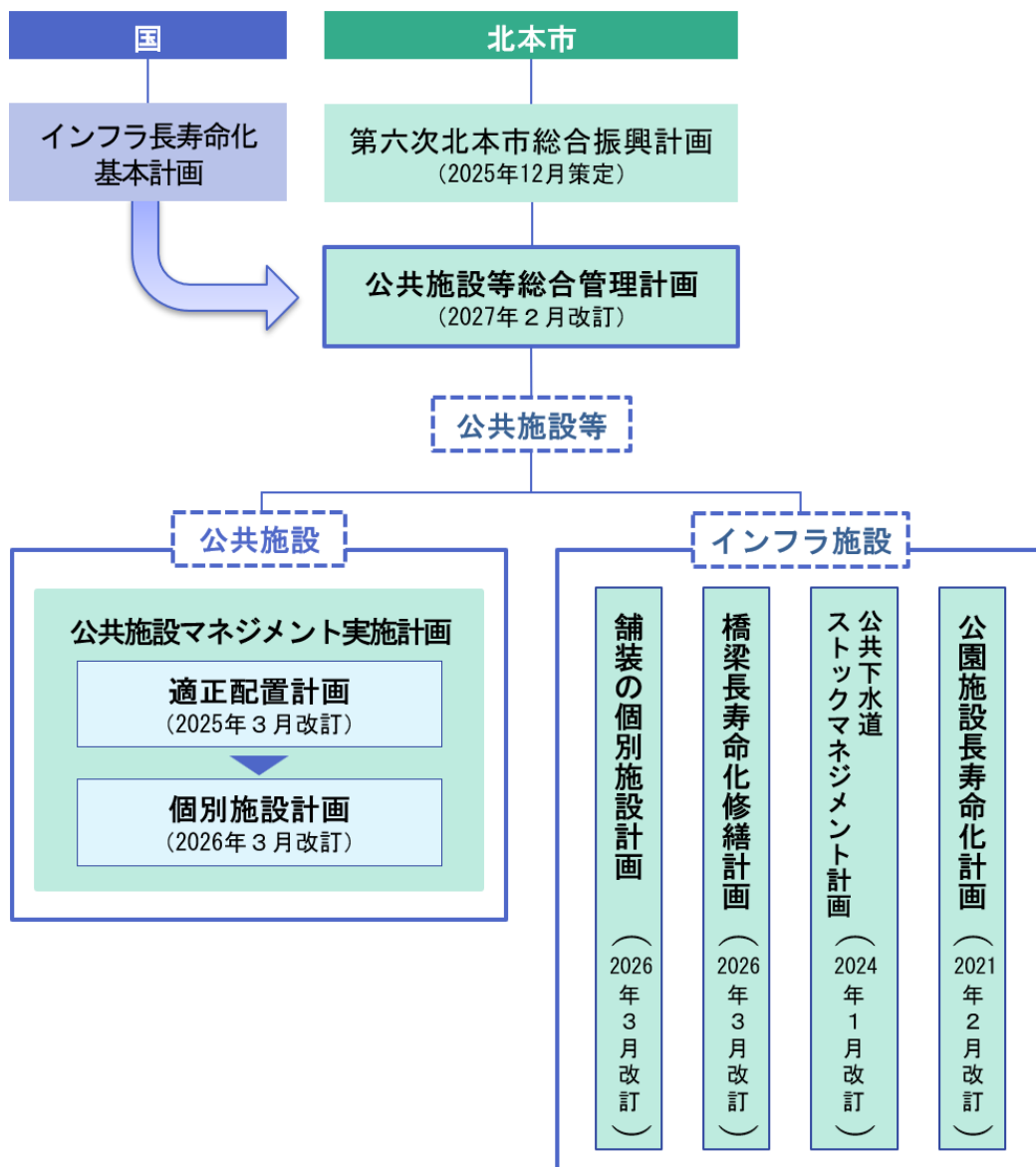
本計画（2027年2月改訂）は、2023年10月に総務省より示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を基に、各個別施設計画等の実施状況等について、2025年度末現在の社会情勢等も合わせて整理し反映したものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である第六次北本市総合振興計画の実現のため、各個別施設計画と連携を図りながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示したものです。

公共施設については、本計画策定当初に定めた目標の重要性を考慮し、市全体の施設の再編の中長期的方向性を示した北本市公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）を北本市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）の前段に加えたものと位置づけ、二つの計画を合わせて北本市公共施設マネジメント実施計画（以下「公共施設マネジメント実施計画」という。）としています。

図 1-1：本計画の位置づけ



1.3 計画期間

計画期間

2017 年度～2056 年度 【40 年間】

本計画は中長期的な公共施設等の管理に関する計画であること、施設（建物）の統廃合は基本的に建物の更新の機会を捉えて行うこと等から計画期間を 2017 年度から 2056 年度までとし、総合振興計画やその他の関連計画の改訂等と併せ定期的に見直しを行います。経済環境や社会保障制度の変更など計画の方針に係る変化が生じた場合、必要に応じて見直すものとします。

図 1-2：公共施設等総合管理計画の計画期間（年度）

5 年が必要に応じて見直し 10 年で改訂		
2016 (H28)	策定年度	
2017 (H29)	1 年目	
2018 (H30)	2 年目	
2019 (R1)	3 年目	
2020 (R2)	4 年目	
2021 (R3)	5 年目	改訂
2022 (R4)	6 年目	
2023 (R5)	7 年目	
2024 (R6)	8 年目	
2025 (R7)	9 年目	
2026 (R8)	10 年目	改訂
2027 (R9)	11 年目	
2028 (R10)	12 年目	
2029 (R11)	13 年目	
2030 (R12)	14 年目	
2031 (R13)	15 年目	必要に応じて見直し
2032 (R14)	16 年目	
2033 (R15)	17 年目	
2034 (R16)	18 年目	
2035 (R17)	19 年目	
2036 (R18)	20 年目	改訂予定
2037 (R19)	21 年目	
2038 (R20)	22 年目	
2039 (R21)	23 年目	
2040 (R22)	24 年目	
2041 (R23)	25 年目	必要に応じて見直し
2042 (R24)	26 年目	
2043 (R25)	27 年目	
2044 (R26)	28 年目	
2045 (R27)	29 年目	
2046 (R28)	30 年目	改訂予定
2047 (R29)	31 年目	
2048 (R30)	32 年目	
2049 (R31)	33 年目	
2050 (R32)	34 年目	
2051 (R33)	35 年目	必要に応じて見直し
2052 (R34)	36 年目	
2053 (R35)	37 年目	
2054 (R36)	38 年目	
2055 (R37)	39 年目	
2056 (R38)	40 年目	改訂予定

1.4 対象施設

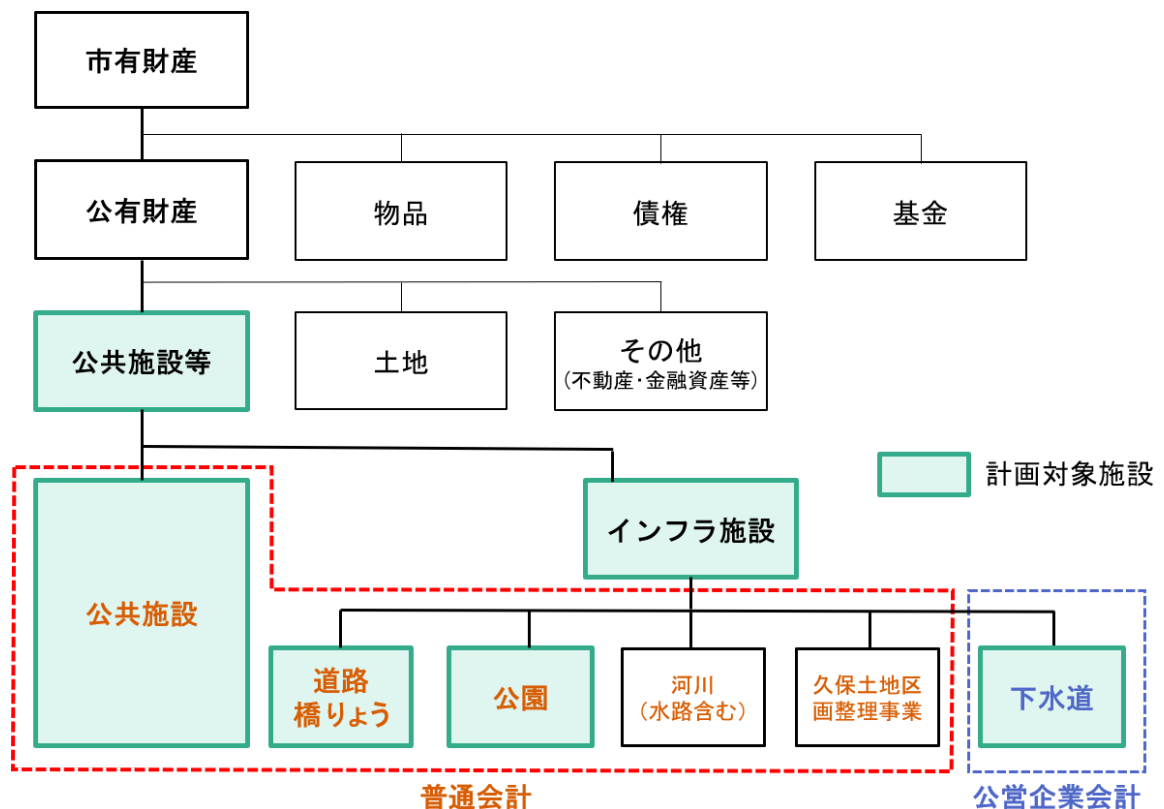
本計画の対象施設は、建築物である「公共施設^{1※}」と社会基盤である「インフラ施設」を合わせた「公共施設等^{2※}」とします。

ただし、インフラ施設のうち、道路・橋りょう、公園及び下水道を本計画の対象とし、河川（水路を含む）及び久保土地地区画整理事業については、本計画の対象外とします。

また、一部事務組合が運営する消防施設、水道施設、ごみ処理施設及び衛生施設についても、本計画の対象外とします。

公共施設等は、「普通会計^{3※}」と「公営企業会計」に区分されます。公営企業会計には下水道が該当します。

図 1-3：本計画の対象施設



1※ 中丸中継ポンプ場及び公園施設は、インフラ施設に分類します。

2※ 公共施設等は市が管理しているものを指し、一部借地が含まれる場合もあります。

3※ 普通会計とは公営企業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計以外の会計を合算したものです。本市では一般会計決算額と久保特定土地地区画整理事業特別会計決算額の合計から会計間の重複を控除したものです。

第2章 本市の現状と課題

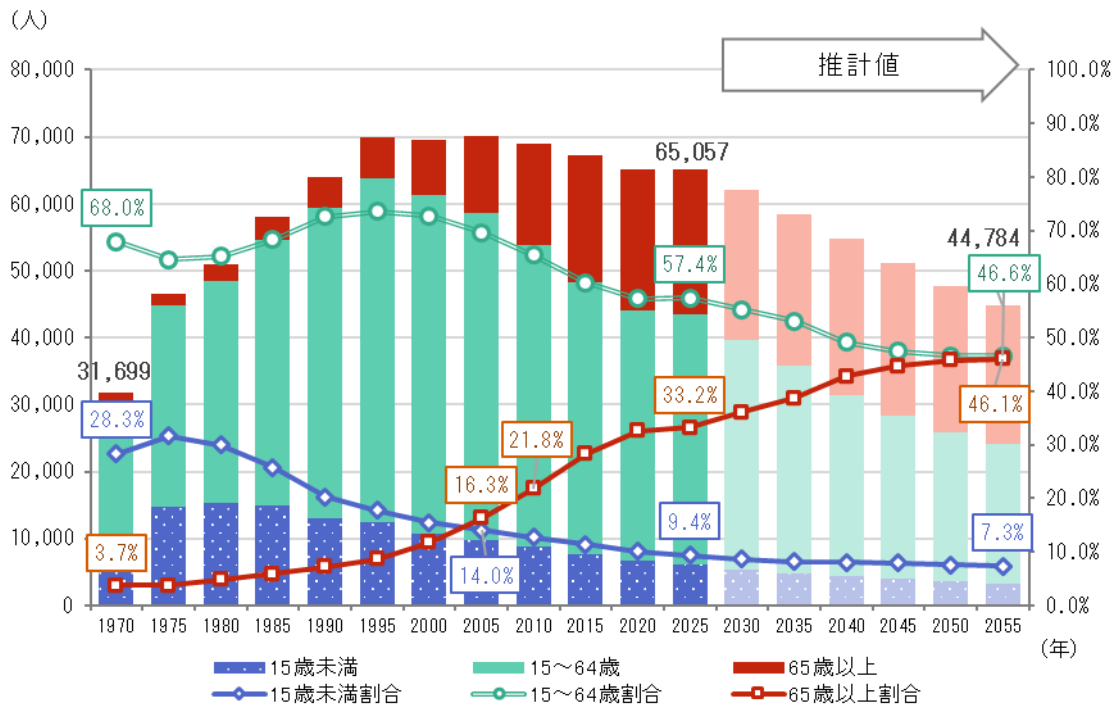
2.1 人口の状況

本市の総人口は、1970 年からおおむね増加が続き、2005 年をピークにその後は減少に転じています。

年齢3区分別人口に着目すると、**老年人口（65 歳以上）**が増加している一方、2020 年の**年少人口（15 歳未満）**は、1980 年の半数以下まで減少を続けているほか、1995 年まで増加していた**生産年齢人口（15～64 歳）**も 2000 年には減少に転じ、今後も当面の間、これらの傾向が続く見込みです。

また、本市の人口割合は、1970 年に**年少人口**、**生産年齢人口**、**老年人口**の比率が**28.3%**、**68.0%**、**3.7%**と年少人口が老年人口の約 8 倍であったのに対し、2005 年には老年人口が年少人口を上回り、2010 年には超高齢社会といわれる 21%を超過、2020 年にはそれぞれ、**10.2%**、**57.2%**、**32.6%**となりました。更に独自推計によれば、2055 年には、それぞれ **7.3%**、**46.6%**、**46.1%**と老年人口が年少人口の約 6 倍以上になることが見込まれており、少子高齢化が急速に進むと予測されています。

図 2-1：総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計



基準日：10月1日時点

出 典：国勢調査（～2020 年）、住民基本台帳人口（2025 年）、推計値については第六次北本市総合振興計画基本構想（2030～2050 年）及び独自推計結果（2055 年）

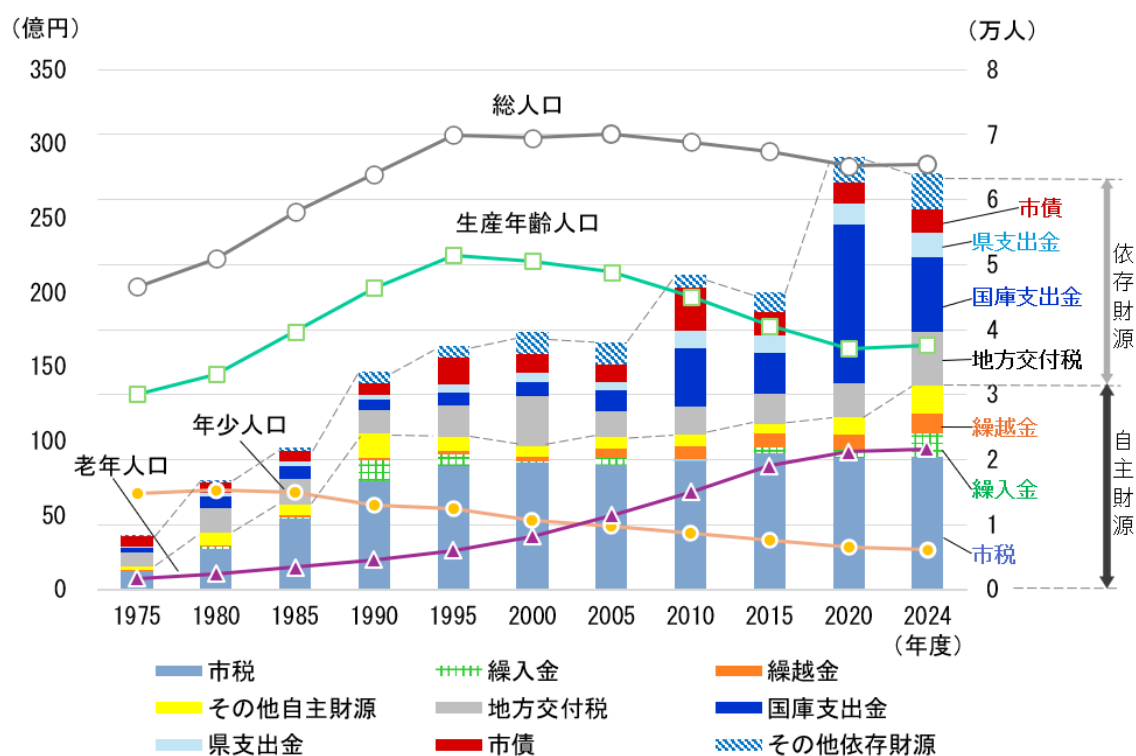
2.2 財政状況

2.2.1 歳入決算額の推移

本市の普通会計の歳入決算額は、生産年齢人口の増加とともに市税及び決算総額も増加し続けてきましたが、2010年度以降は、市税は横ばいとなっている一方で、人口構造の変化に対応するための社会保障関連事業実施などにより、国庫支出金の依存財源が増加傾向にあります。

歳入決算の割合については、2024年度を見ると、市税が約89.4億円、次いで国庫支出金の約50.2億円、地方交付税の約35.7億円の順であり、自主財源の割合が49.1%、依存財源の割合が50.9%と、市の財政の約半分を国や県からの財源に依存している状況となっています。

図2-2：人口及び歳入決算額の推移（普通会計）



出典：国勢調査（1975年～2020年10月1日時点）、住民基本台帳（2024年10月1日時点）、決算カード

2.2.2 歳出決算額の推移

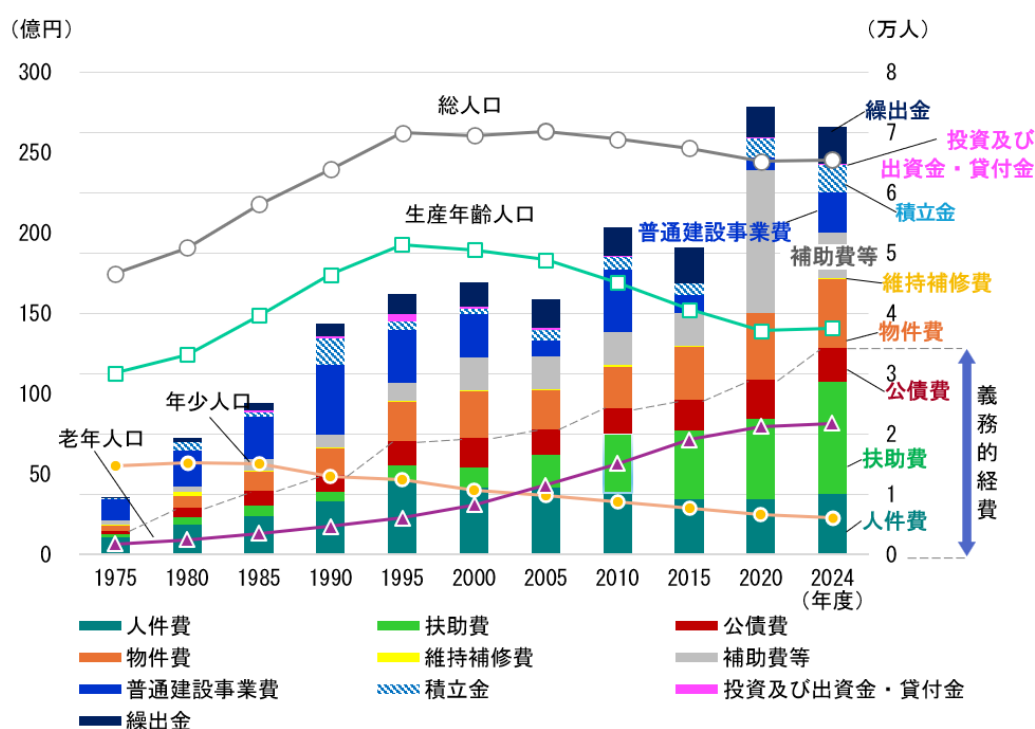
本市の普通会計の歳出決算額は、2010 年度から 2014 年度までに実施した小・中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業、庁舎建設事業等により普通建設事業費^{4※}が増加しました。これら大型事業の財源とした市債返済のため、2015 年度以降は公債費^{5※}が増加したことから、市では普通建設事業費を抑制し続けてきました。

また、児童福祉費や社会福祉費に係る給付費が増加していることから扶助費^{6※}は年々増加し、現在では約 69.7 億円、2015 年度からの 10 年間で約 1.6 倍にまで増加しています。

歳出全体を見ると、歳入と同様、2000 年度までは増加傾向にありました。一連の普通建設事業が終了した 2015 年度以降は 200 億円前後で推移していましたが、2020 年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費等の増加により過去最大の約 279.0 億円となりました。2024 年度については物価高騰対策も含めた扶助費の増大により約 266.0 億円と、2020 年度の最高額に迫る財政規模となっています。

歳出決算の割合については、2024 年度には義務的経費^{7※}が全体の 48.4%を占め、その中でも最も多い扶助費が約 69.7 億円、次いで人件費約 37.7 億円、公債費約 21.3 億円の順となっています。

図 2-3：人口及び歳出決算額の推移（普通会計）



出典：国勢調査（1975 年～2020 年 10 月 1 日時点）、住民基本台帳（2024 年 10 月 1 日時点）、決算カード

^{4※} 普通建設事業費とは道路、公園、学校、庁舎など公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費

^{5※} 公債費とは地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費

^{6※} 扶助費とは、保育所運営費等の児童福祉費、生活保護費、医療費助成等の社会福祉費などの福祉に関わる経費です。2024 年度実績の内訳は、児童福祉費 28.8 億円（41.4%）、社会福祉費 24.5 億円（35.2%）、生活保護費 12.0 億円（17.2%）、その他 4.3 億円（6.2%）です。

^{7※} 義務的経費とは法令などで義務付けられており、歳入の状況に関わらず発生してしまう性質の経費です。ここでは、人件費、扶助費、公債費をいいます。

2.2.3 財政力指数と経常収支比率

地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数^{8※}は、数値が高いほど財源に余裕があるもので、2024年度時点で0.72（同類型市^{9※}の平均は0.70）となっています。全国と同類型市と比較すると、以前は比較的財政力の高い市といえましたが、近年は同類型市と同程度の財政力となっています。

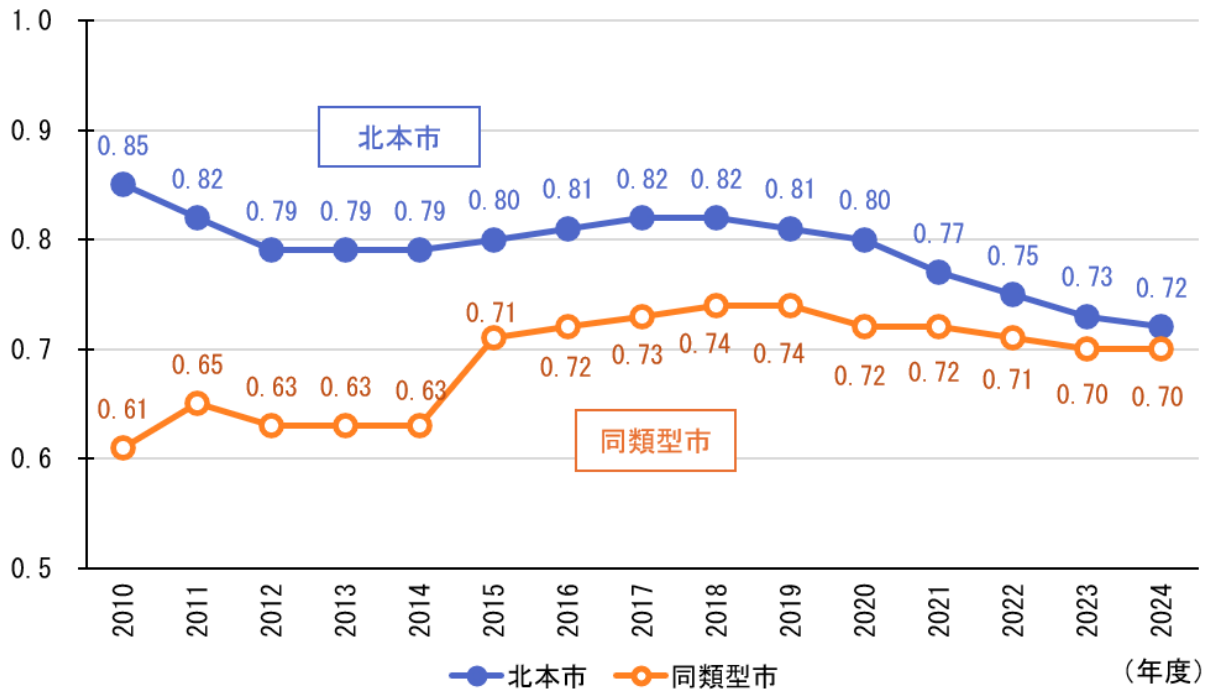
一方、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率^{10※}は、この値が低いほど新たな施策等に充てられるお金が多くあることを示しており、2024年度時点で92.0%（同類型市の平均は94.1%）となっています。同類型市と比較してやや低い値となっていますが、弾力性があるとはいえません。

^{8※} 財政力指数とは地方公共団体の財政力を示す指数です。国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられます。

^{9※} 決算カードに記載の「類型」は、人口と産業構造により設定されており、国勢調査結果に基づき、中核市及び特例市についてはⅠ類型、都市についてはⅡ-1 類型、町村についてはⅡ-3 類型に区分されています。北本市は、2014年度まではⅡ-1 に区分されていましたが、人口と産業構造の変化により、2015年度以降はⅡ-3 に区分されています。9ページの図2-4・図2-5においては、総務省が公表している全国の同類型市平均値（2010～2015年度：Ⅱ-1 の平均値、2016年度以降：Ⅱ-3 の平均値）を掲載しています。なお、2024年度に埼玉県内で北本市と同じⅡ-3 に区分された都市は、飯能市、東松山市、蕨市、志木市、和光市、桶川市、八潮市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市です。

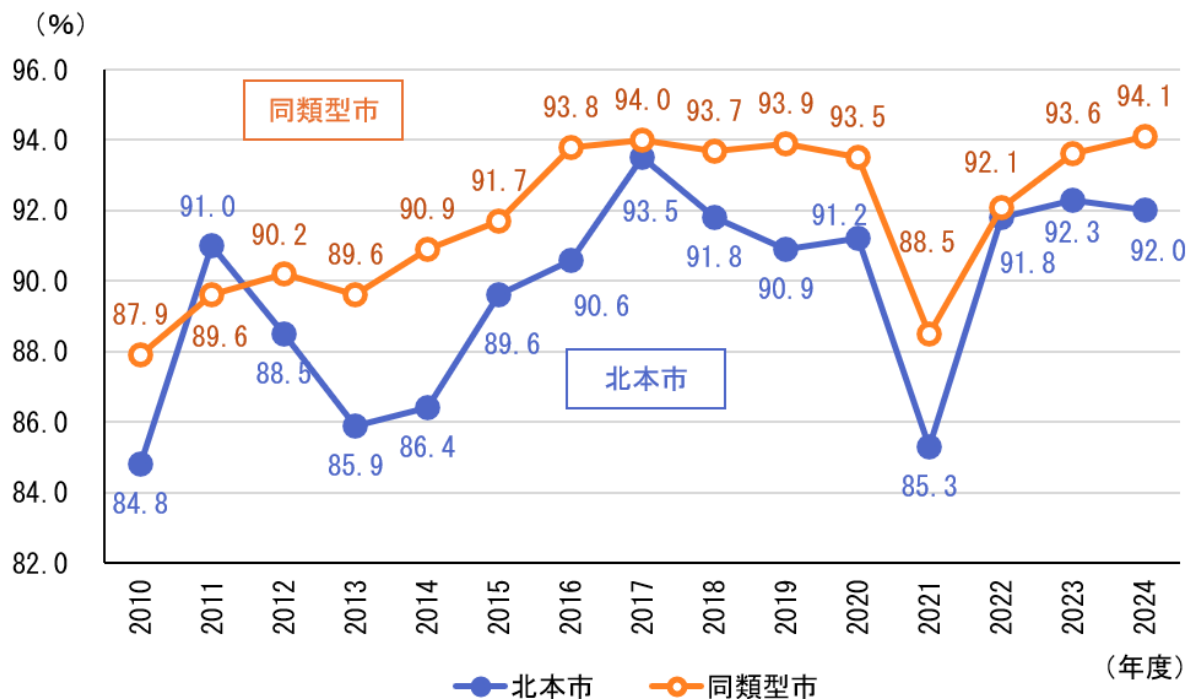
^{10※} 経常収支比率とは毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合を指します。

図 2-4：財政力指数の年度別推移



出典：総務省「財政状況類似団体比較カード」

図 2-5：経常収支比率の年度別推移



出典：総務省「財政状況類似団体比較カード」

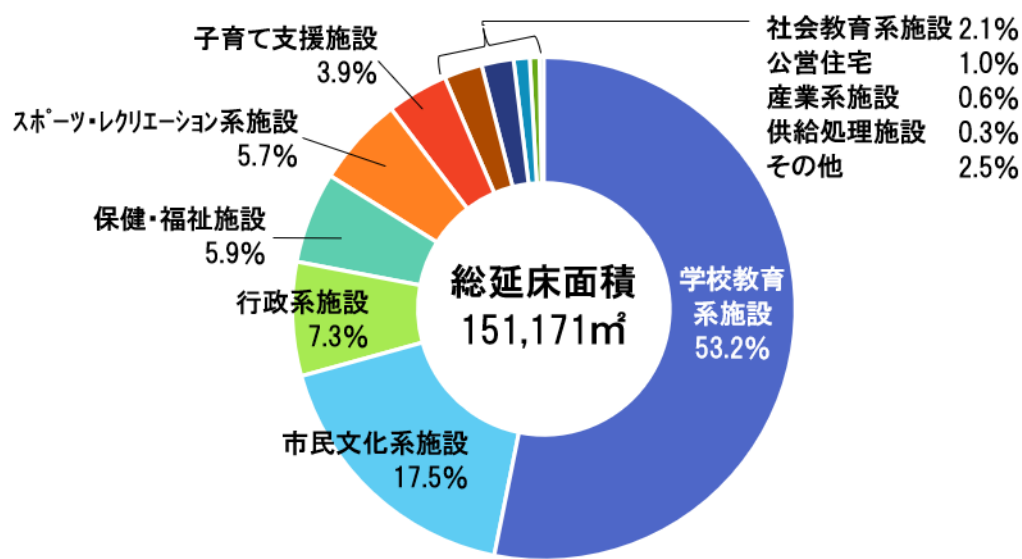
2.3 公共施設等の現状

2.3.1 公共施設の現状

(1) 公共施設の用途別延床面積

延床面積の内訳によると、学校教育系施設が全体の 53.2%、次いで市民文化系施設の 17.5%、行政系施設の 7.3%の順となっており、この3分類で全体の8割弱を占めています。

図 2-6：公共施設の用途別延床面積割合



出典：北本市固定資産台帳（2024 年度）^{11※}

表 2-1：公共施設の用途別延床面積と割合

分類	施設数	面積	割合
学校教育系施設	12 箇所	80,364.78 m ²	53.2 %
市民文化系施設	20 箇所	26,505.56 m ²	17.5 %
行政系施設	9 箇所	11,052.13 m ²	7.3 %
保健・福祉施設	9 箇所	8,855.72 m ²	5.9 %
スポーツ・レクリエーション系施設	1 箇所	8,696.55 m ²	5.7 %
子育て支援施設	17 箇所	5,957.09 m ²	3.9 %
社会教育系施設	4 箇所	3,110.49 m ²	2.1 %
公営住宅	2 箇所	1,555.59 m ²	1.0 %
産業系施設	1 箇所	938.90 m ²	0.6 %
供給処理施設	1 箇所	423.00 m ²	0.3 %
その他	12 箇所	3,711.42 m ²	2.5 %
計	88 箇所	151,171.23 m ²	100.0 %

78.0%

出典：北本市固定資産台帳（2024 年度）

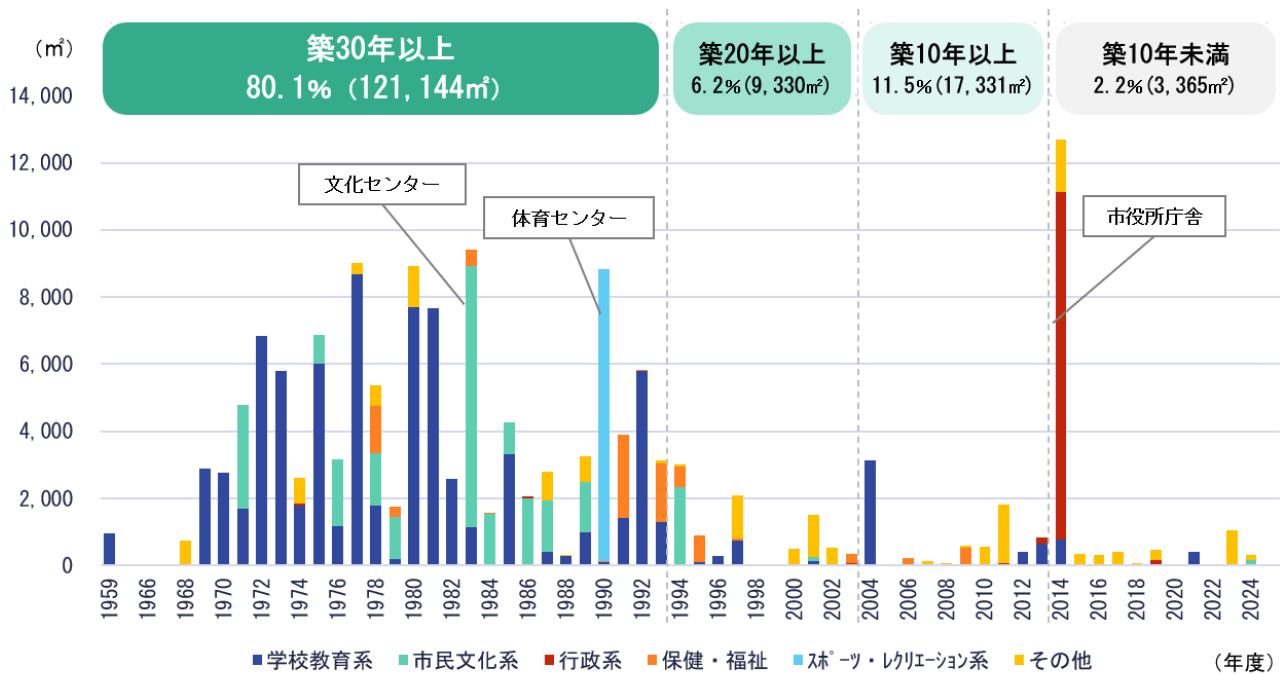
^{11※} 北本市固定資産台帳の基準日は 3 月 31 日です。

(2) 公共施設の築年度別整備状況

本市の管理する公共施設の総延床面積は約 15 万㎡です。1968 年度以降、学校をはじめとして継続的に施設を建設してきました。1983 年度には文化センター（中央公民館、中央図書館）、1990 年度には体育センターを新たに整備し、2014 年度には市役所庁舎の建替えを行っています。

2024 年度現在、大規模改修の目安となる築 30 年以上経過した公共施設は延床面積全体の約 8 割を占めています。

図 2-7：公共施設の年度別整備状況



出典：北本市固定資産台帳（2024 年度）

(3) 耐震化の状況

本市では、「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」により、建築物の耐震化を促進してきました。市が所有し、多数の者が利用する建築物^{12※}及び小規模な建物のうち、居室^{13※}を有する建築物については、耐震化率^{14※}100%を達成しました。今後は、居室を有しない建築物^{15※}についての耐震化率の向上に努めます。

表 2-2：市有建築物（居室を有する建築物）の耐震化率（2025 年 10 月 1 日時点）

(単位：棟)

用途分類	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物			昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率
		耐震性なし	耐震性あり			
	a (=b+c)	b	c			
	d	e (=a+d)	f (= (c+d) / e)			
学校	26	0	26	19	45	100.0%
病院・診療所	0	0	0	0	0	－
劇場・集会場等	5	0	5	9	14	100.0%
店舗等	0	0	0	0	0	－
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	－
賃貸共同住宅等	0	0	0	2	2	100.0%
社会福祉施設等	2	0	2	17	19	100.0%
消防庁舎	1	0	1	5	6	100.0%
その他一般庁舎	0	0	0	3	3	100.0%
その他	2	0	2	13	15	100.0%
合計	36	0	36	68	104	100.0%

※ 一部事務組合が所有する建築物は含みません。

出典：北本市住宅・建築物耐震改修促進計画（2026 年度～2030 年度）

^{12※} 多数の者が利用する建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する学校、集会所、社会福祉施設等で一定階数以上かつ一定床面積以上の建築物をいいます。

^{13※} 居室とは、居住、執務、作業、集会等を行う室をいいます。

^{14※} 耐震化率とは耐震性能を一定以上有する建物の割合をいい、耐震改修実施の有無を問いません。

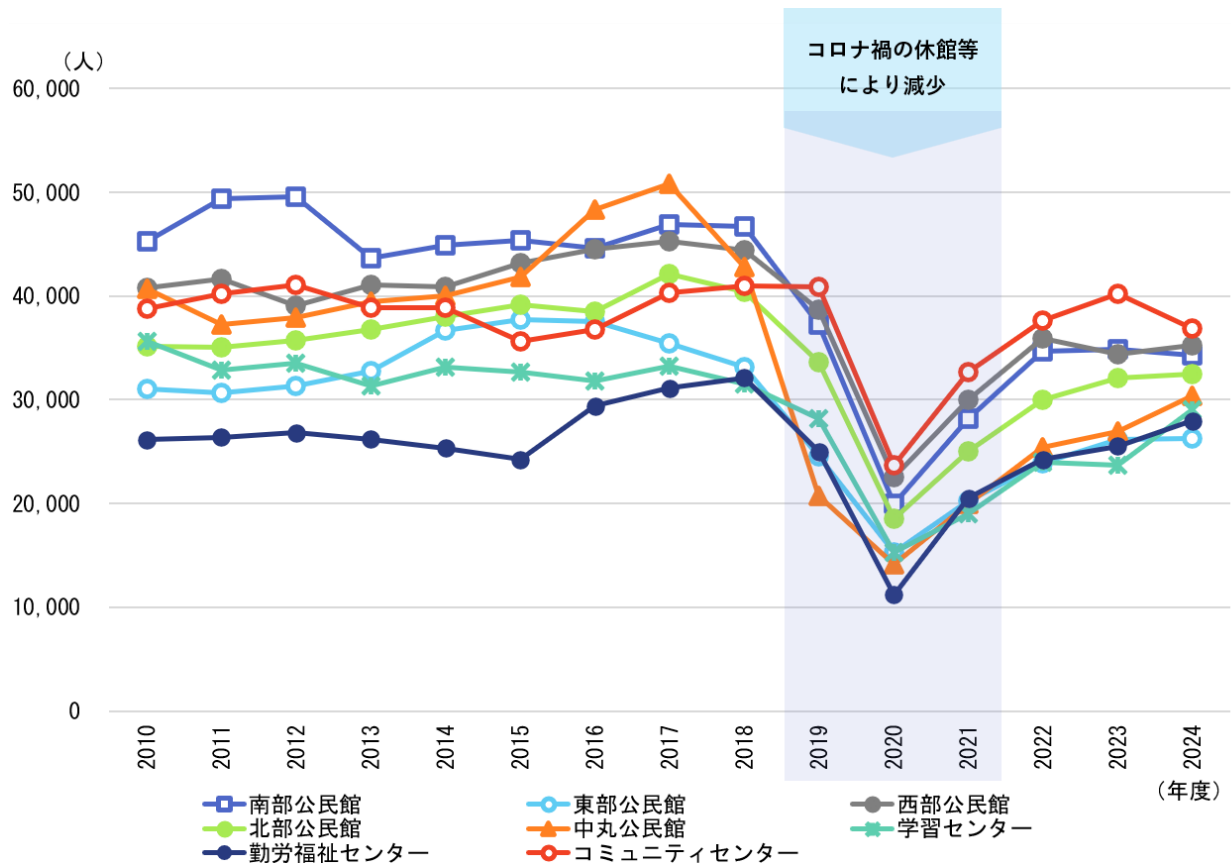
^{15※} 1981 年 5 月 31 日以前に建築された「旧耐震基準」の居室を有しない建築物は、民具収蔵庫（旧学校給食センター）や倉庫などがあります。

(4) 公共施設の利用状況

地区公民館等の利用者数は、年度による増減があるものの、おおむね横ばいであるといえます。2015年度から2018年度までは多くの施設で増加していることがわかります。

2019年度から2021年度については、新型コロナウイルスの感染拡大による休館等により減少しましたが、現在は回復傾向です。

図2-8：市民文化系施設の利用状況（地区公民館等、集会所の利用を含む）



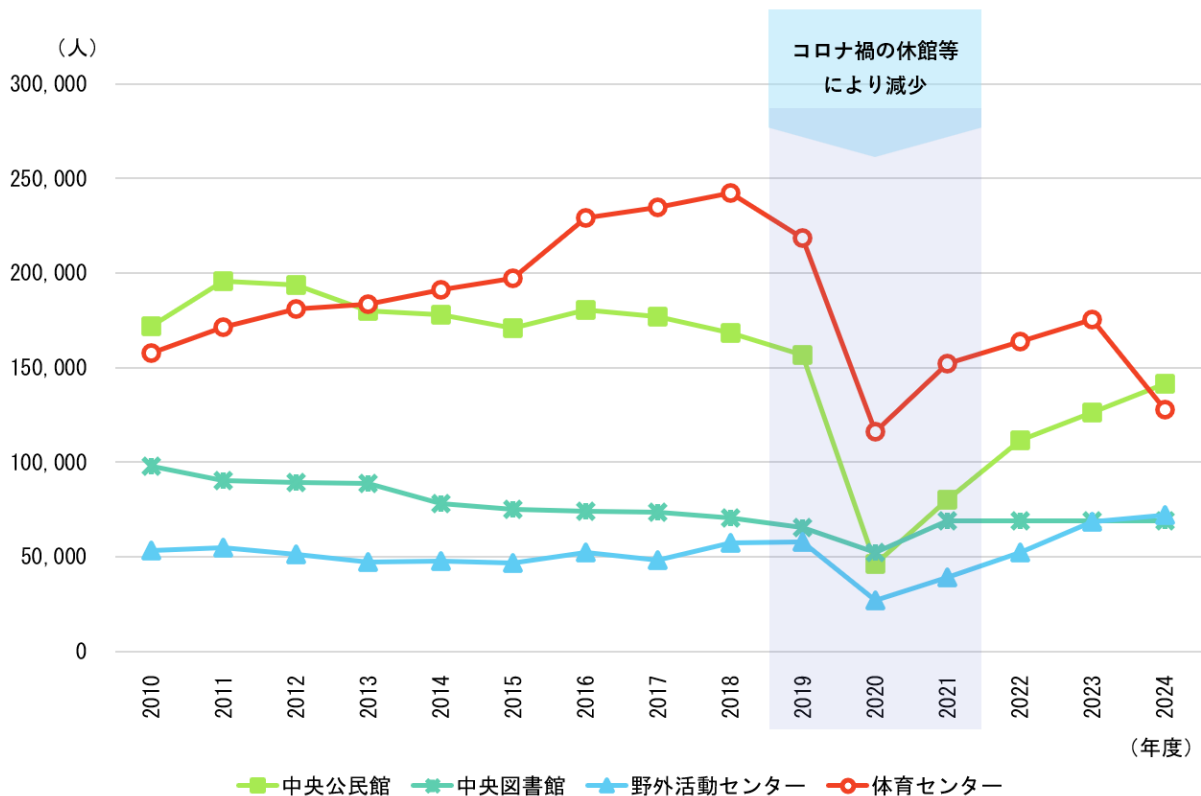
出典：北本の統計（基準日：各年度3月31日現在）

中央公民館、中央図書館についてはおおむね横ばいで推移しています。

野外活動センターについても、5万人程度で推移していますが、近年はアウトドア志向の高まりなどにより、増加傾向にあります。

体育センターについては、2018年度まで増加傾向にありましたが、2019年度から2021年度の新型コロナウイルスの感染拡大による休館等により利用者数が減少しました。また、2024年度には、メインアリーナ等の特定天井等改修工事による休館等により、13万人程度の利用者数となっています。

図 2-9：中央公民館、中央図書館、野外活動センター、体育センターの利用状況

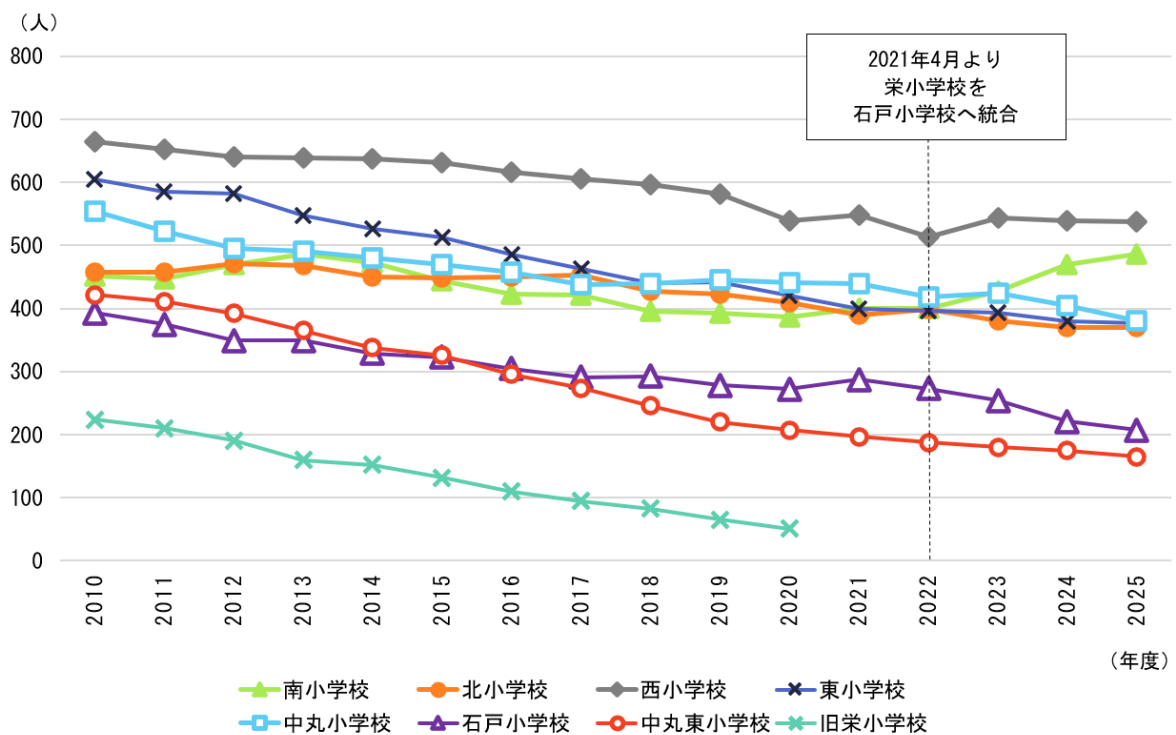


出典：北本の統計（基準日：各年度3月31日現在）

学校教育系施設（小学校）の児童数全体については、2010年度の3,771人に対して、2024年度は2,560人と14年間で約32%減少しています。学校別に見ると、近年は南小学校のみ増加傾向にあり、北小学校、西小学校、東小学校はほぼ横ばい、中丸小学校、石戸小学校、中丸東小学校は減少が見られます。

なお、栄小学校については2020年度末に閉校し、2021年4月より石戸小学校に統合しました。

図2-10：学校教育系施設状況（小学校児童数）

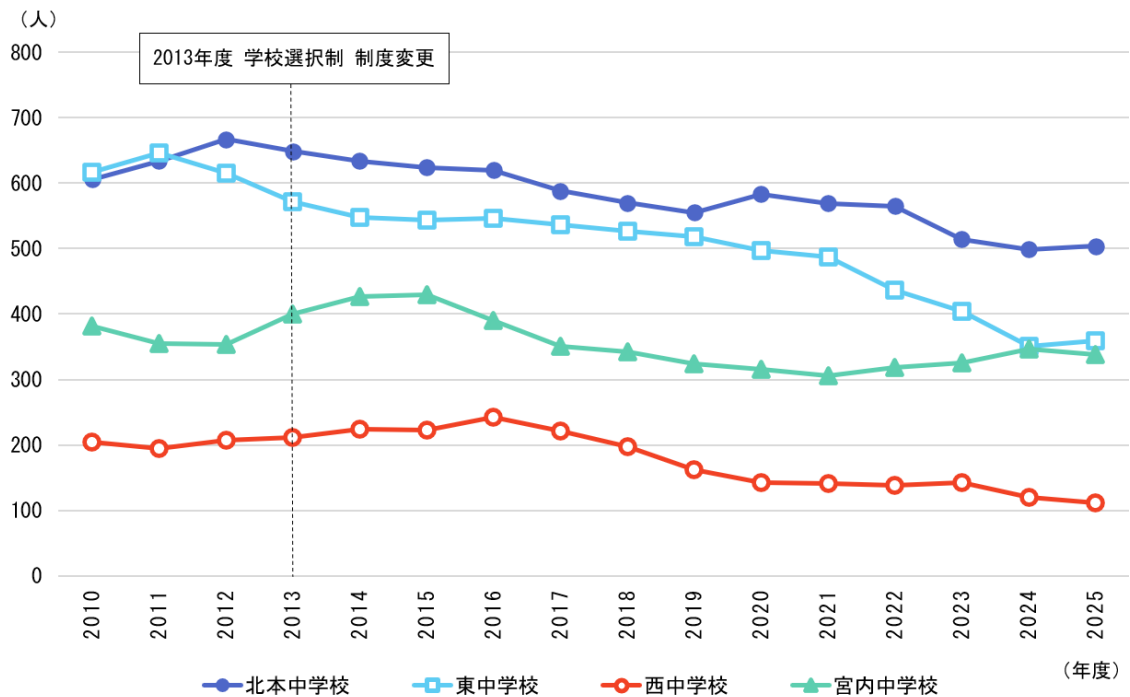


出典：北本の統計（基準日：各年5月1日現在）

学校教育系施設（中学校）の生徒数については、2010年度の1,808人に対して、2024年度は1,316人と14年間で約27%減少しています。学校別に見ると北本中学校、宮内中学校はほぼ横ばいであるのに対し、東中学校、西中学校は減少が見られます。

また、学校選択制の制度変更が要因と思われる増減が2013年度前後に見られます。

図 2-11：学校教育系施設状況（中学校生徒数）

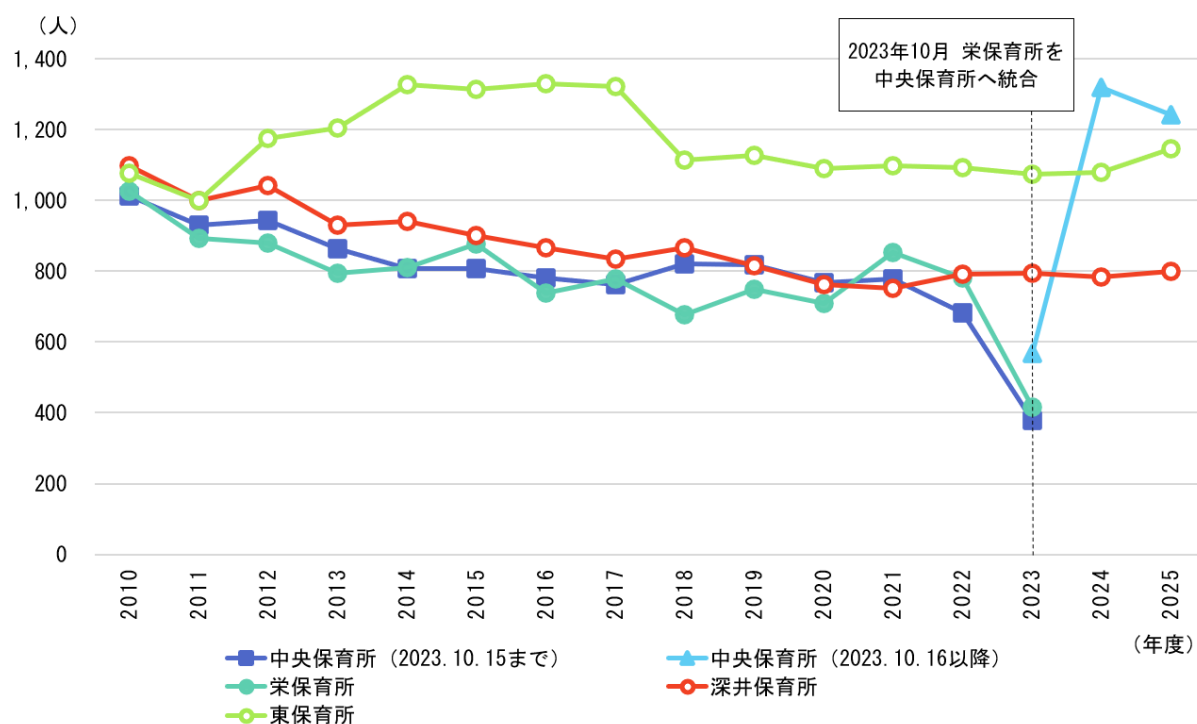


出典：北本の統計（基準日：各年5月1日現在）

子育て支援施設（保育所）の年間利用延べ児童数については、東保育所を建替え、定員変更した2012年度以降一時的に増加しましたが、全体としては減少傾向です。

また、児童数の減少及び施設の老朽化に伴い、新たな公立保育所（中央保育所）を建築し、2023年10月に中央保育所と栄保育所を統合しました。

図2-12：子育て支援施設状況（保育所）

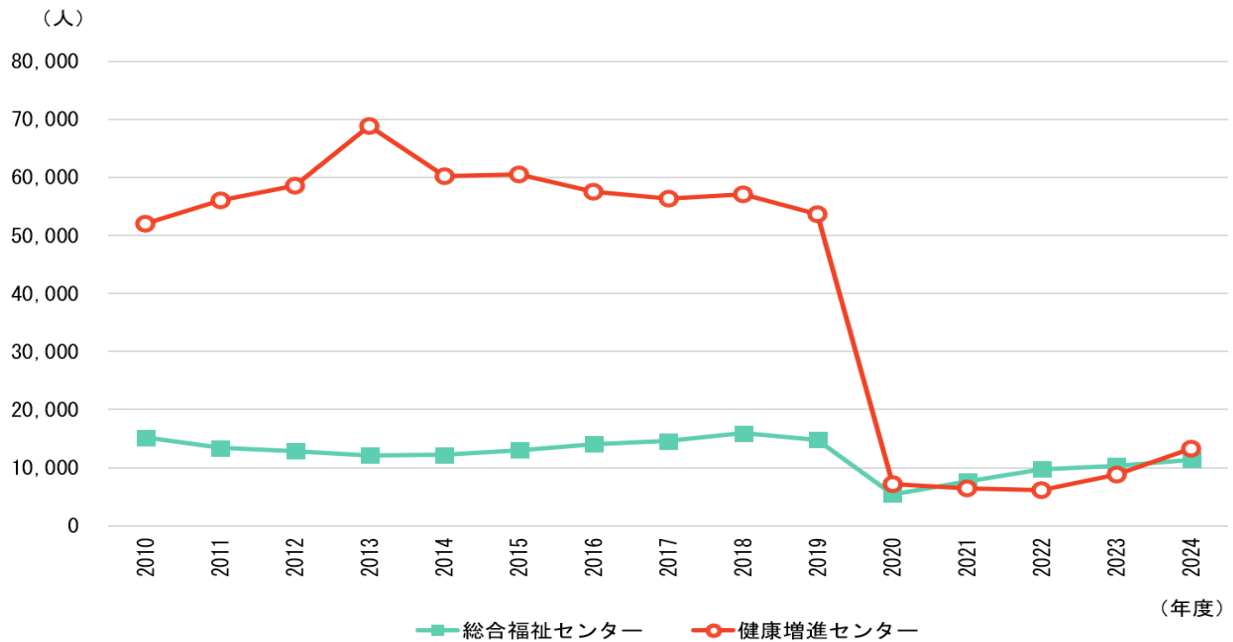


資料：保育課（基準日：各年4月1日現在）

保健・福祉施設（総合福祉センター、健康増進センター）の利用者数については、総合福祉センターは横ばいです。

健康増進センターは、2019年度からの新型コロナウイルスの感染拡大による休館や、2021年度の浴室の使用終了以降利用者数が減少したまま横ばい傾向となっています。2025年6月に栄市民活動交流センターへ一部機能移転を行い、2025年度末に施設を廃止しました。

図 2-13：保健・福祉施設状況（総合福祉センター、健康増進センター^{16※}）



出典：北本の統計（基準日：各年度3月31日現在）

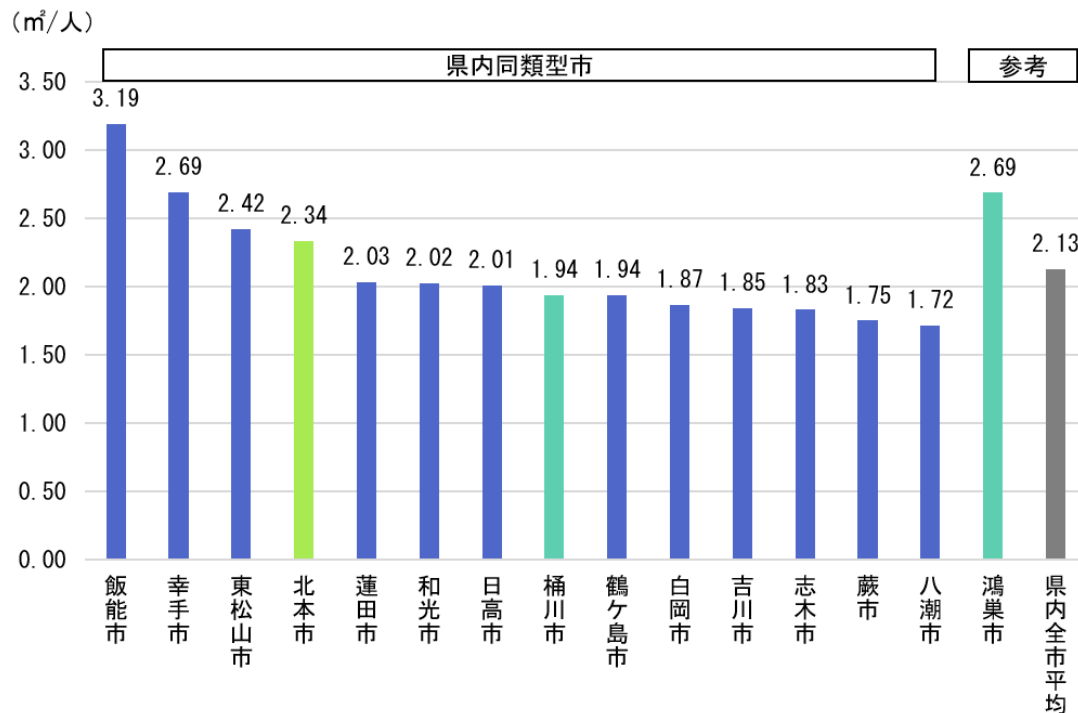
^{16※} 健康増進センターのうち、老人福祉センターの数値を算出したものです。

(5) 近隣市、同類型市との行政財産の延床面積比較

本市の市民1人当たり行政財産（建物）について、県内同類型市（8ページ脚注9※参照）、近隣市（桶川市・鴻巣市）及び県内全市平均と比較を行いました。

本市の1人当たり行政財産（建物合計）は2.34 m²/人であり、近隣市では桶川市より大きく、同類型市では4番目に大きくなっています。埼玉県内全市平均に比べても大きく、人口を基準とした比較で公共施設面積が大きい市といえます。

図2-14：住民一人当たりの行政財産の延床面積比較（行政財産面積/住民基本台帳登録人口）



出典：出総務省統計局「2024年度公共施設状況調査」（公有財産（行政財産建物合計）2025年3月31日現在、住民基本台帳人口 2025年1月1日現在）

2.3.2 インフラ施設の現状

(1) 道路

本市はこれまでに約 340 kmの道路を整備しました。

表 2-3：道路の整備状況

分 類		箇所数	面積
道路	市道	2,250 路線	1,713,119 m ²

出典：北本市固定資産台帳（2024 年度）

(2) 橋りょう

本市は、これまで全 98 本、2,145 m²の橋りょうを整備しました。

表 2-4：橋りょうの整備状況

分 類	箇所数	面積
橋りょう	98 本	2,145 m ²

出典：北本市固定資産台帳（2024 年度）

(3) 公園・緑地

本市は、101 箇所の公園を整備しています。1974 年度に北本市子供公園を整備し、1986 年度には北本総合公園、1995 年度には高尾さくら公園、2012 年度には北本水辺プラザ公園を整備しました。

表 2-5：公園・緑地の整備状況

分 類		箇所数	面積
公園・緑地	街区公園 ^{17※}	88 箇所	79,416 m ²
	近隣公園 ^{18※}	8 箇所	205,003 m ²
	都市緑地 ^{19※}	4 箇所	34,517 m ²
	総合公園 ^{20※}	1 箇所	106,018 m ²
計		101 箇所	424,954 m ²

出典：公園台帳（2024 年度）^{21※}

17※ 街区公園とは街区住民の利用を目的とした公園です。
18※ 近隣公園とは公園近隣住民の利用を目的とした公園です。
19※ 都市緑地とは主に都市の自然的環境の保全や、景観の向上を図るために設けられている緑地です。
20※ 総合公園とは都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とした公園です。
21※ 公園台帳の基準日は3月31日です。

(4) 公共下水道

本市の公共下水道（管きょ）は、1964 年度から整備を開始し、特に 1974 年度から 1997 年度にかけては、毎年 4 km 以上の公共下水道（管きょ）を整備してきました。現在も継続して整備を進めています。

表 2-6：公共下水道の整備状況

分 類		箇所数	延長、面積
公共下水道（管きょ）	污水管	—	188km
	雨水管	—	8km
	合計	—	196km
公共下水道（建物）	ポンプ場	1 箇所	176 m ²

出典：北本市公共下水道台帳（2024 年度）、北本市公共下水道固定資産台帳（2024 年度）^{22※}

^{22※} 北本市公共下水道台帳及び北本市公共下水道固定資産台帳の基準日は 3 月 31 日です。

2.3.3 有形固定資産減価償却率の推移

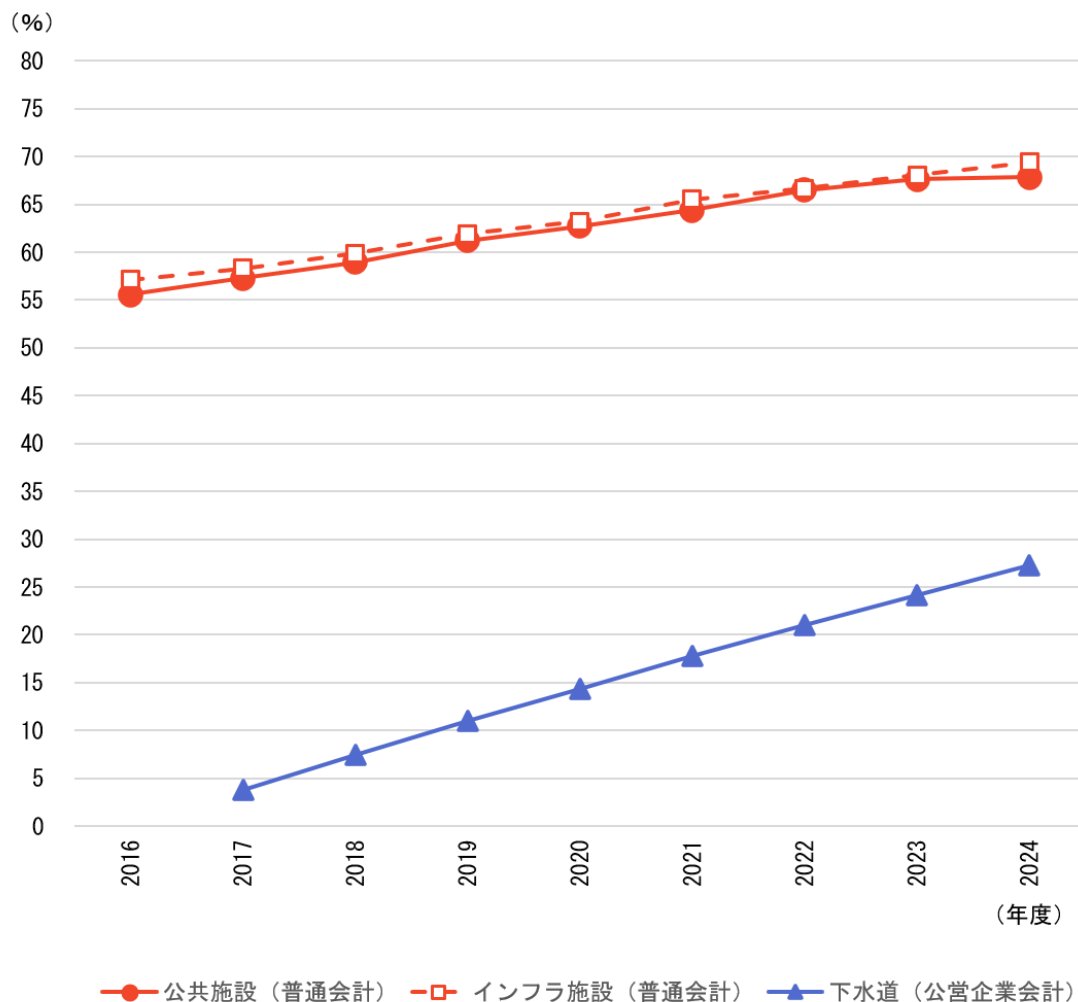
公共施設等の有形固定資産減価償却率は資産の老朽化状況を表す指標であり、100%となると耐用年数に到達したことを意味しています。

固定資産台帳を整備した2016年度から算出しており、公共施設については、2023年度に新中央保育所を建設し、2024年度に旧中央保育所を解体したことから、直近2年間は上昇率が緩やかになっています。

一方で、公共施設、インフラ施設いずれについても、2019年度には60%を超えており、顕著な老朽化が進んでいることが分かります。

下水道施設については、2017年度に公営企業会計^{23※}に移行したため、2024年度で約27%と低くなっており、毎年約3%増加しています。このままの推移で進むと想定残存年数は約24年となります。

図2-15：公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移



出典：北本市固定資産台帳、地方公営企業決算状況調査

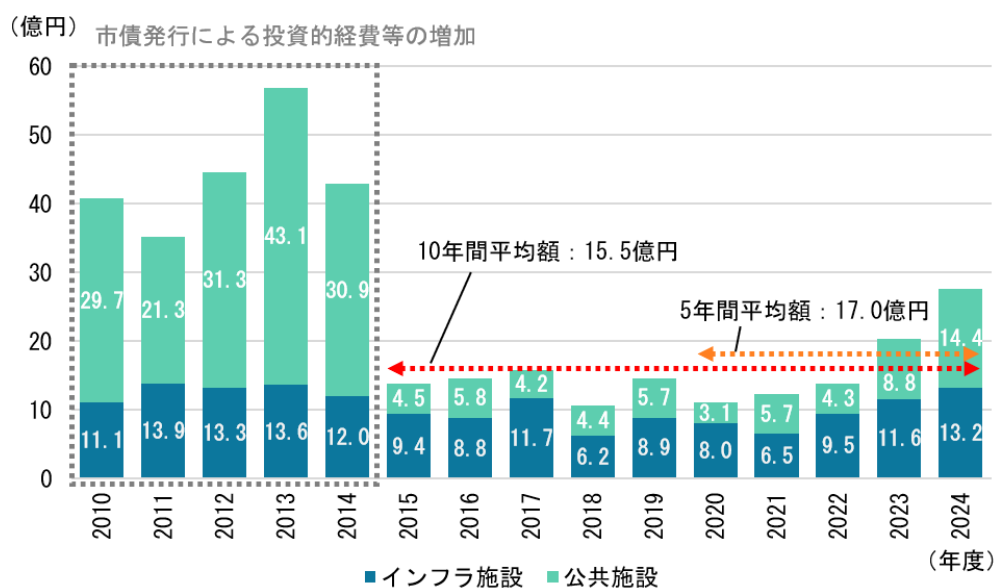
^{23※} 地方公営企業法適用時における固定資産帳簿価額は資産取得時から法適用日（2017年4月1日）の前日まで減価償却が行われてきたものとみなし、取得価額から法適用日前日までの減価償却累計額相当額を控除して算出しています。

2.3.4 公共施設等に要した費用の推移

直近 15 年間の市全体の投資的経費等（普通会計の普通建設事業費及び公共下水道会計^{24※}の建設改良費）の推移は以下のとおりです。2010 年度から 2014 年度までの 5 年間は、庁舎の建替えや学校の耐震改修及び大規模改修を集中して行ったことにより投資的経費が増加し、その財源として市債が多く発行されています。

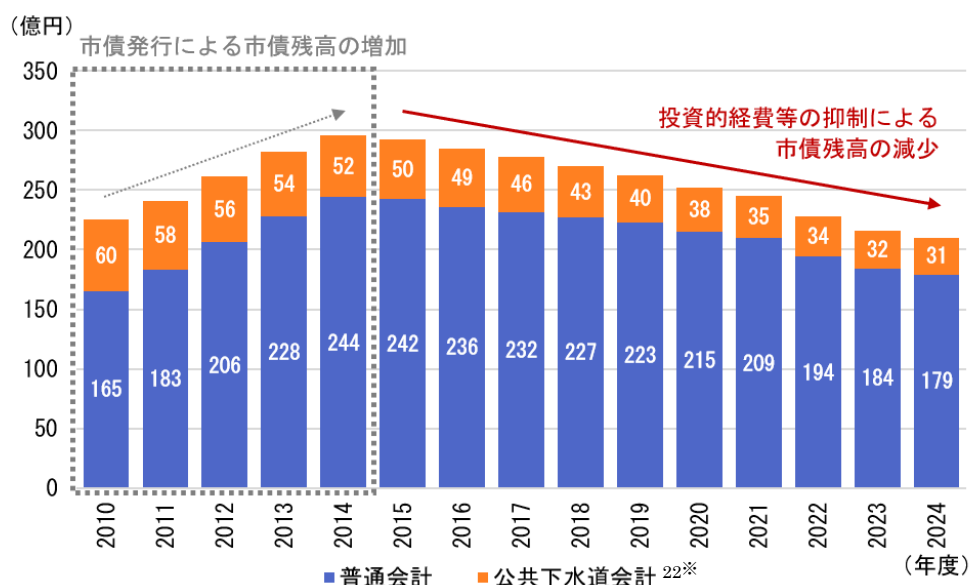
市債残高の増加は後年度の負担を増加させ、市の財政運営も大きく圧迫するため、直近 10 年間は投資的経費等を 15 億円前後に抑えている状況です。

図 2-16：公共施設等に要した投資的経費等の推移



出典：決算カード

図 2-17：市債残高の推移



出典：決算カード

^{24※} 2016 年度までは、公共下水道特別会計です。2017 年度以降は、公営企業会計へ移行しています。

2.3.5 公共施設延床面積の推移

公共施設の延床面積の推移については、公共施設等総合管理計画を策定した際の公共施設の情報（2016年4月1日）を基準とした比較を下記に示します。公共施設マネジメント実施計画に基づき、施設再編を進めていますが、微増となっています。

表 2-7：公共施設の延床面積の推移^{25※}

	延床面積合計	増減 2016/4/1 起点	増減割合 2016/4/1 起点	主な建設関連事業
2016 年 4 月 1 日時点	150,454.11 m ²	—	—	—
2016 年度	150,997.09 m ²	542.98 m ²	100.36%	・ 堀の内集会所建替え
2017 年度	151,123.87 m ²	669.76 m ²	100.45%	・ 西学童保育室建替え ・ 観光公衆トイレ新築
2018 年度	151,204.92 m ²	750.81 m ²	100.50%	
2019 年度	151,382.46 m ²	928.35 m ²	100.62%	・ 貸付建物（リサイクル協同組合）解体 ・ 北本市消防団 第1分団・第5分団建替え
2020 年度	150,847.13 m ²	393.02 m ²	100.26%	・ 旧教育センター解体 ・ 貸付建物（リサイクル協同組合事務所）解体
2021 年度	150,614.99 m ²	160.88 m ²	100.11%	・ 民具収蔵庫（旧栄学童）解体 ・ 横田薬師堂脇公衆便所解体 ・ 西小学校給食室建替え
2022 年度	150,616.87 m ²	162.76 m ²	100.11%	・ 身元不明死体一時安置所解体
2023 年度	151,538.93 m ²	1,084.82 m ²	100.72%	・ 新中央保育所整備
2024 年度	151,171.23 m ²	717.12 m ²	100.48%	・ 旧中央保育所解体 ・ 旧栄保育所転用 （郷土資料室機能移転） ・ 栄市民活動交流センター整備

出典：北本市固定資産台帳（2024年度）

^{25※} 面積の増減については、錯誤による面積変更も含まれます。

2.3.6 過去に実施した対策

2017年3月に本計画を策定してから実施した対策については以下のとおりです。

表 2-8：過去に実施した対策

	計画等	施設再編の実施
2017年3月	「公共施設等総合管理計画」策定	
2018年3月	「舗装の個別施設計画」策定	
2018年9月	市民説明会「これからの公共施設のあり方を考える」実施	
2018年12月	市民ワークショップ実施（全6回）	
2019年2月	「 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針 」策定 「公共下水道ストックマネジメント計画」策定	
2020年3月	「公共施設マネジメント実施計画 適正配置計画編」策定	
2021年2月	「 （仮称）新中央保育所整備基本計画 」策定 「公園施設長寿命化計画」改訂	
2021年3月	「公共施設マネジメント実施計画 個別施設計画 （学校教育系施設及び子育て支援施設）」策定	「 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針 」に基づき、石戸小学校との統合のため、栄小学校を閉校
2022年3月	「公共施設等総合管理計画」改訂 「公共施設マネジメント実施計画 個別施設計画編」全体版策定 「舗装の個別施設計画」改訂 「橋梁 ^{りょう} 長寿命化修繕計画」策定	
2022年6月	「 （仮称）市民活動交流センター整備基本計画 」策定	
2023年10月		「 （仮称）新中央保育所整備基本計画 」に基づき、中央保育所と栄保育所を統合した保育所として、中央保育所が供用開始
2024年1月	「公共下水道ストックマネジメント計画」改訂	
2025年3月	「公共施設マネジメント実施計画 適正配置計画編」改訂	
2025年6月		「 （仮称）市民活動交流センター整備基本計画 」に基づき、市内初の集約施設となる栄市民活動交流センターが供用開始
2026年2月	「 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版 」策定	
2026年3月	「公共施設マネジメント実施計画 個別施設計画編」改訂 「舗装の個別施設計画」改訂 「橋梁長寿命化修繕計画」改訂	

2.4 将来費用の試算の状況

2.4.1 将来の投資可能額の検討

2020年3月に策定した適正配置計画に基づき、2020年度以降は公共施設の統合・集約化、廃止などの適正化を進めており、過去5年間の投資的経費等の平均額は将来投資可能額の目安となるものです。

また、本市においては23ページの「図2-16：公共施設等に要した投資的経費等の推移」のとおり2010年度から2014年度に多額の投資を行ったことに伴い市債の発行が増え、償還のための公債費は2010年度時点では約16.2億円でしたが、ピーク時の2021年度には約24.9億円と約1.5倍に増加しました。

これを受けて、2016年度以降の予算編成においては、公債費の後年度負担を抑制する観点から投資的経費等に財政上の上限額を設け、新たな市債の発行を抑えているため、2024年度には公債費は約21.3億円まで減少しています。一方で、近年の扶助費の著しい増加に伴って義務的経費も年々増加し続けており、今後もその傾向は続く見込みです。

これらのことから、健全な財政運営の推進の視点から推定した今後10年間の財政上の上限額については、2022年3月改訂時点では12.8億円としていましたが、2025年度時点で再計算し12.0億円とした上で、過去5年間の投資的経費等の平均額約15.3億円と併せて、将来費用試算の際の比較に用います。

表2-9：会計別投資的経費等の平均額（単位：千円）

			2020	2021	2022	2023	2024	過去5年間の平均額
普通会計	公共施設	投資的経費	310, 857	575, 005	436, 570	880, 380	1, 442, 220	729, 006
		維持補修費	25, 031	32, 399	42, 452	34, 356	39, 634	34, 774
		小計	335, 888	607, 404	479, 022	914, 736	1, 481, 854	763, 781
	インフラ施設※26	投資的経費	421, 894	283, 995	491, 996	559, 326	633, 602	478, 163
		維持補修費	5, 217	5, 576	18, 405	22, 389	11, 352	12, 588
		小計	427, 111	289, 571	510, 401	581, 715	644, 954	490, 750
公営企業会計	下水道	投資的経費	302, 084	212, 748	250, 200	290, 561	232, 293	257, 577
		維持補修費	12, 316	14, 649	17, 599	21, 968	20, 137	17, 334
		小計	314, 400	227, 397	267, 799	312, 529	252, 430	274, 911
合計			1, 077, 399	1, 124, 372	1, 257, 222	1, 808, 980	2, 379, 238	1, 529, 442

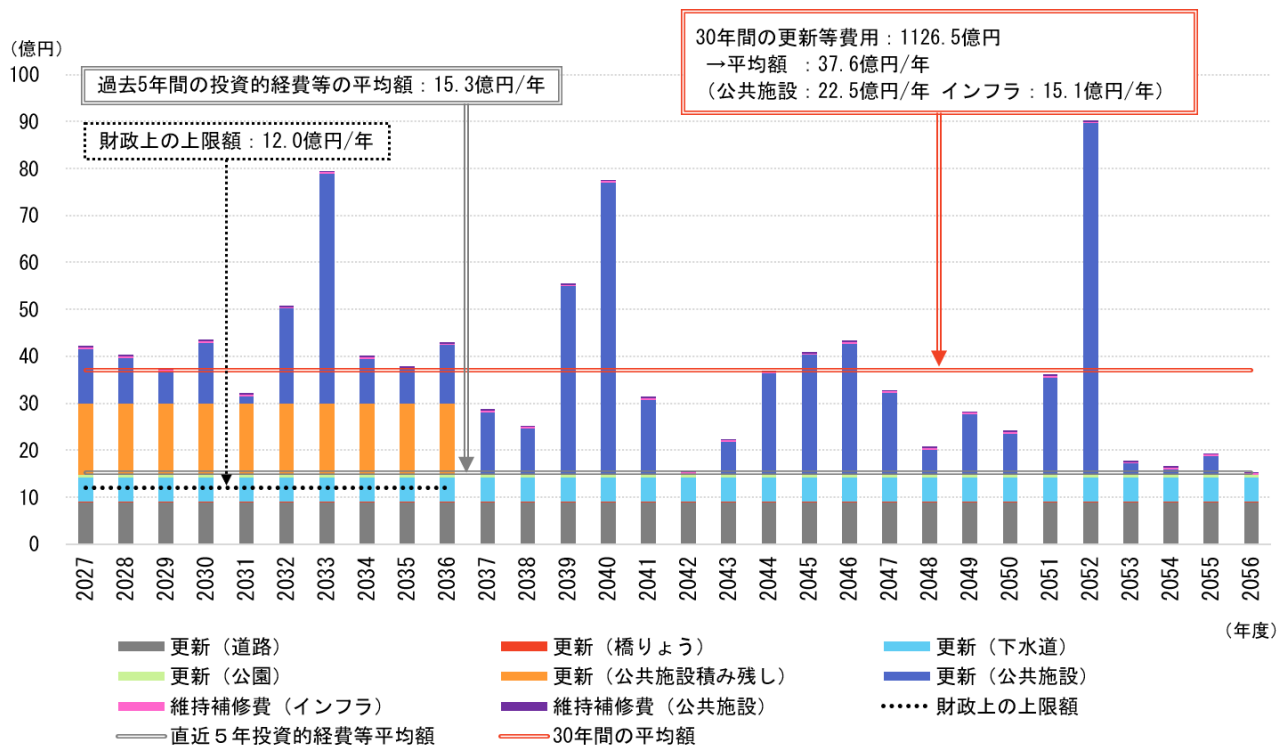
※26 インフラ施設は、河川、区画整理を除いたもので算出しています。

2.4.2 耐用年数経過時に単純更新を実施した場合の将来費用の試算

今ある公共施設等を法定耐用年数で単純更新し、すべての施設を維持した場合の向こう 30 年間の更新費用を推計しました。

30 年間の更新等費用は 1,126.5 億円となり、1 年当たり 37.6 億円の経費が必要となります。この 37.6 億円は、過去 5 年間の投資的経費等の年平均額である 15.3 億円を 22.3 億円超過し、さらに、健全な公債費の管理の視点から推定した今後 10 年程度の財政上の上限額である 12.0 億円/年と比較し 25.6 億円/年超過する結果となりました。

図 2-18：耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み額



【試算条件】

- ・ 試算期間は、計画期間である 2056 年度までの 30 年間とします。
- ・ 長寿命化のための改修を実施せずに、構造別の耐用年数に到達した年度に更新するものとします。

（公共施設）

- ・ 更新単価は「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人自治総合センター）を参考に、昨今の建築単価の上昇を施設類型別に設定します。（巻末資料編参照）
- ・ 2026 年度までに耐用年数を経過している施設については、積み残しとして算出し 10 年間に上乗せします。
- ・ 維持補修費は過去 5 年間の平均値を毎年計上します。

（インフラ施設）

- ・ 道路の耐用年数を 15 年、橋りょうの耐用年数を 60 年とし、それぞれ 1 年あたりの概算費

用を用います。

- ・ 公園は北本市公園施設長寿命化計画（2021年2月改訂）に基づき、長寿命化対策を実施しない場合の概算費用を用います。
- ・ 公共下水道は北本市公共下水道ストックマネジメント計画（2024年1月改訂）に基づいて試算した標準耐用年数更新の事業費用を用います。
- ・ 維持補修費は過去5年間の平均値を毎年計上します。

2.4.3 各個別施設計画等の取組を実施した場合の将来費用の試算

公共施設の延床面積50%削減目標を達成するために策定した公共施設マネジメント実施計画において、公共施設の長寿命化及び集約化等を実施し公共施設の統廃合を進めることにより、公共施設マネジメント実施計画最終年度となる2059年度までの延床面積削減率は43.5%^{27※}と見込んでいます。

表2-10：公共施設マネジメント実施計画における公共施設延床面積削減目標（10年毎）

		第1期	第2期	第3期	第4期
		2020-2029年度	2030-2039年度	2040-2049年度	2050-2059年度
各 期 間	目標削減割合	4.7%	14.9%	7.2%	16.7%
	想定削減面積	7,144 m ²	22,411 m ²	10,849 m ²	25,085 m ²
累 計	累計削減割合	4.7%	19.6%	26.9%	43.5%
	累計削減面積	7,144 m ²	29,555 m ²	40,404 m ²	65,489 m ²
想定延床面積※		143,310 m ²	120,899 m ²	110,050 m ²	84,965 m ²

※本計画策定時（2016年4月1日時点）延床面積：150,454 m²

※本計画改訂時（2027年3月31日時点）延床面積（暫定）：146,702 m²（削減率2.5%）

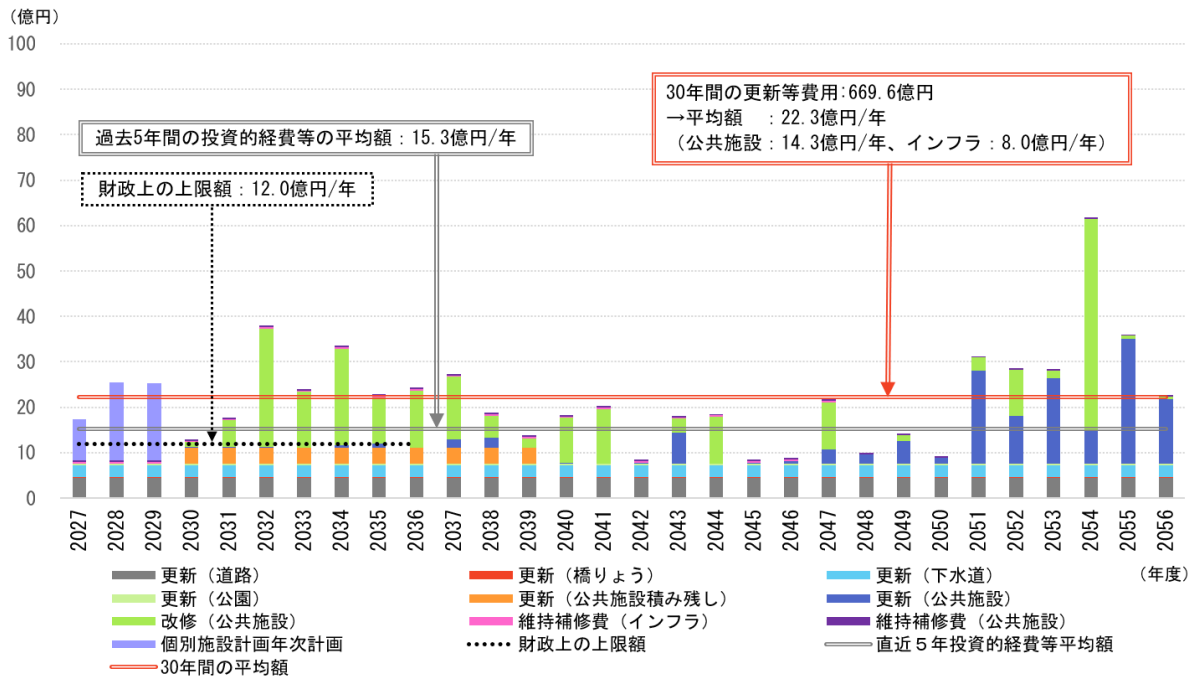
公共施設マネジメント実施計画及びインフラ施設に係る個別施設計画の取組を実施した場合の将来費用の試算を行いました。

30年間の更新等費用は669.7億円であり、1年当たり22.3億円となりました。この22.3億円は、過去5年間の投資的経費等の年平均額である15.3億円を7.0億円超過する結果となりました。また、今後10年程度の健全な公債費の管理から推定した財政上の上限額である12.0億円/年と比較して10.3億円/年の超過となります。

2029年度までの公共施設マネジメント実施計画の内容については、実施すべき対策を積み上げた上で、隔年で実施している劣化状況調査や施設類型別の適正配置の考え方から優先順位を定め、財政上の上限額を勘案し対策を選定します。そこで選定されなかった事業を積み残しとして2030年度以降の10年間に割り振りました。今後は国庫補助金等の財源の活用を検討しながら、積み残し分の対策も併せて取り組みます。

^{27※} 適正配置計画における延床面積の削減率は44.5%でしたが、その後の修正により43.5%となっています。

図 2-19：各個別施設計画等の取組を実施した場合の見込み額



【試算条件】

- ・ 試算期間は、計画期間である2056年度までの30年間とします。
- ・ 施設に係る更新、長寿命化改修工事のみを試算し、廃止し解体のみの施設は、解体費及び土地売却費は算入しません。

（公共施設）

- ・ 更新単価は「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人自治総合センター）を参考に、昨今の建築単価の上昇を施設類型別に設定します。（巻末資料編参照）
- ・ 30年後に中学校1校、小学校4校となると仮定し、小学校校舎についての更新の際は、現在の6割の延床面積での建替えと仮定します。
- ・ 市民活動交流センターの更新の際は校舎部分は現在の7割、体育館が8割、体育機能重視型市民活動交流センターの更新の際には校舎部分は5割、体育館は同程度の延床面積を維持するものと仮定します。
- ・ 公共施設マネジメント実施計画第1期最終年度において、更新・大規模改修工事が未実施かつ実施時期が明確になっていない施設については、積み残しとして算出し2030年度から2039年度までの10年間に上乘せします。
- ・ 維持補修費は過去5年間の平均値を毎年計上します。

（インフラ施設）

- ・ 道路については管理区分ごとに更新年数を定め、本市の更新単価で推計した1年あたりの概算費用を用います。
- ・ 橋りょうについては法定耐用年数が60年と長く、更新周期も長期間となるため、図2-18における試算と同額を計上します。

- ・ 公園は北本市公園施設長寿命化計画（2021年2月改訂）に基づき、長寿命化対策を実施する場合の概算費用を用います。
- ・ 公共下水道は北本市公共下水道ストックマネジメント計画に基づいて試算した健全度の低下した路線を改築する場合の事業費用を用います。
- ・ 維持補修費は過去5年間の平均値を毎年計上します。

2.4.4 各個別施設計画等の対策の効果の検証

各個別施設計画等の取組における効果額を算出するために、各個別施設計画等の取組を実施した場合としなかった場合について比較しました。

試算期間である2027年度から2056年度の30年間の効果額は、マイナス456.9億円（削減率40.6%）となりました。

公共施設の更新等費用の削減率は36.3%となりました。インフラ施設については、公共施設に比べ廃止や転用などが難しく、削減目標の設定が難しいため、予防保全の徹底等による長寿命化対策等により、46.9%の費用削減となります。

表2-11：計画期間の公共施設等の更新等に係る経費の見込み

（2027年度-2056年度：30年間）

		耐用年数経過時に 単純更新した場合	各個別施設計画等の 取組を実施した場合	効果額
普通 会計	公共施設	674.9 億円	429.9 億円	▲ 245.0 億円
		1 年当たり 22.5 億円	1 年当たり 14.3 億円	1 年当たり ▲ 8.2 億円
	インフラ 施設	295.0 億円	161.7 億円	▲ 133.3 億円
		1 年当たり 9.9 億円	1 年当たり 5.4 億円	1 年当たり ▲ 4.5 億円
公営 企業 会計	下水道	156.6 億円	78.0 億円	▲ 78.6 億円
		1 年当たり 5.2 億円	1 年当たり 2.6 億円	1 年当たり ▲ 2.6 億円
合計		1,126.5 億円	669.6 億円	▲ 456.9 億円
		1 年当たり 37.6 億円	1 年当たり 22.3 億円	1 年当たり ▲ 15.3 億円

2.5 現状や課題に対する基本認識

2.5.1 公共施設等の老朽化と更新需要の増大

2024年度現在、大規模改修の目安となる築30年以上経過した公共施設は延床面積全体の約8割を占めています。その中でも、学校教育系施設については、耐震基準を満たしていなかった小中学校校舎及び屋内運動場を耐震化するため、2006年度から2013年度に大規模改修工事を重点的に実施しましたが、その他の市民文化系施設等については長寿命化に資する大規模改修工事を実施していません。これら老朽化した施設は現在、大規模改修や建替えなどの必要性があり、より多くの経費が必要な状況となっています。

インフラ施設のうち、整備が完了して20年が経過している道路は全体の約8割を占めています。さらに、全ての橋りょうは建設後30年を経過し、下水道についても施工から30年を経過した管きょが約7割を占めています。これら老朽化が進んでいる各インフラ施設についても、更新や修繕に係る多くの経費が必要な状況となっています。

また、2017年3月に公共施設等総合管理計画を策定後、本市では、ほぼすべての公共施設等に係る個別施設計画を策定しました。各個別施設計画に基づき、国の財政措置等を活用しながら施設の統合・集約化や長寿命化、解体等を進めていますが、一方で近年は、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化や急激な社会情勢の変化、建築後改正した法律等への対応が必要となっています。

現 状 ①

「公共施設等の状況」から見た問題点

- ・ 保有する施設の多くは老朽化が進行しています。
- ・ 施設機能の適正化を図る必要があります。

2.5.2 世代構成や社会情勢の変化によるニーズの変化

本市の総人口は推計値も含め一貫して減少傾向を示しており、2025年度の人口は6.5万人ですが、2040年度には5.5万人と想定され、2025年度と比較し約15.7%の減少が見込まれています。

年齢構成別で見ると、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少傾向にある中、老年人口(65歳以上)は2040年度までは増加傾向にあり、2040年度には総人口の42.8%を占めることが推計されています。

また、近年、社会のデジタル化が進展していることや新型コロナウイルス感染症の流行により新しい生活様式が広がっていること等から、人々の生活スタイルは大きく変化しており、公共施設についても利用方法やニーズが大きく変化することが予想されます。

このように、人口推移や社会情勢の変化に伴い市民ニーズも変化することが推測されることから、公共施設等の利用需要の変化に応じて最適な規模や配置、施設機能の再構成を実現していくことが重要となります。

現状 ②

「人口の推移」から見た問題点

- ・人口は一貫して減少傾向を示しています。
- ・高齢者人口の割合は増加する一方、生産年齢人口は減少を示しています。
- ・15年後には人口の約16%が減少し、そのうちの4割以上が高齢者と推計されます。
- ・人口や世代構成の変化により、公共施設等に求められる機能や規模も変化することが推測されます。

2.5.3 公共施設等の更新等に充当できる財源の限界

財政の状況から、扶助費は増加傾向にあり、この先もその傾向は続くものと考えられます。

更に、資材費やエネルギー価格、労務費の上昇など、社会情勢の変化による工事費の上昇や、建築資材不足・納期遅延による工期の延長が生じており、公共工事に係る環境はコロナ禍以降の短期間で大きく変わっています。

一方で人口の減少と少子高齢化に伴い、将来的に市税収入の増加は見込めず、後年度世代への負担増に繋がる市債の増加については慎重にならざるを得ません。

これらのことから、公共施設等の老朽化対策のため、より多くの経費が必要となっている一方、保全や更新に係る予算を大幅に増加することは難しい状況となっています。

現状 ③

「財政の状況」から見た問題点

- ・義務的経費である扶助費が増加傾向です。
- ・社会情勢の影響により工事費が著しく上昇しています。
- ・人口減少により市税収入の将来的な増加は見込めません。
- ・今後、施設の老朽化の進行等により保全・更新費用の増加が見込まれる一方、公共施設等にかかる予算が大幅に増加することは考えにくい状況となっています。

2.5.4 課題の整理

本市の公共施設等を取り巻く問題点等から、「品質の適正性」「数量の適正性」「コストの適正性」に着目して、以下の3つの課題を整理しました。

また、依然として多数存在する事後保全段階にある施設の補修・修繕を計画的に進めていくとともに、予防保全の考え方に基づいた施設維持管理へ転換していくことによるライフサイクルコスト^{28※}の削減が今後の課題となります。

3つの課題

- 公共施設等の老朽化（品質の適正性）
- 人口や世代構成等の変化による需要やニーズの変化（数量の適正性）
- 公共施設等を維持するための財源不足（コストの適正性）

^{28※} ライフサイクルコストとは生涯費用という意味で、建築物の建設から解体までに係るコストを総計したものです。使用期間中の光熱費や維持管理費、修繕費等も含まれます。

第3章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

3.1 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

前頁までの課題及び将来費用の試算から、以下に示す基本方針により取組を推進します。

方針1 ▶ 施設の長期活用

- 今後とも保有し続ける施設については、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全を実施し、長期使用を図ります。
- 定期的に劣化状況調査を実施し、施設の劣化状況を把握することで、施設運営に支障が生じる前に、必要な補修・改修等を実施します。改修等を実施する際には、限られた財源の中で効果的に投資を行うために、劣化状況調査に基づいた優先度や緊急度を勘案して実施します。

方針2 ▶ 施設の機能や規模の最適化

- 人口減少、少子高齢化、市民ニーズの変化により、公共施設等を利用する市民の減少や、自主財源の縮小による財政力の低下も懸念されていることから、施設機能の集約化や複合化を進めます。
- 施設の利用実態や課題を把握し、利用者のニーズの変化も踏まえながら、人口等の統計データを活用して将来の需要動向の予測を行う等、誰もが利用しやすい施設のあり方を中長期的な視点から検討していきます。
- 本市の人口規模や財政状況で維持できる適正な公共施設総量の最適化に取り組みます。本市は近隣市や同類型市と比べ、市民1人当たりの公共施設の延床面積が大きく、市域面積も小さいため、適正な施設総量とするためにも、原則として新規用途施設の建設を行いません。
- 道路や橋りょう、下水道などのインフラ施設については、その総量を減らすことは困難ですが、安全確保のための点検や、点検に基づく予防保全型の維持管理を推進することにより、更新費用等を抑制します。

方針3 ▶ コストの縮減と平準化

- 本計画に基づき総合的かつ計画的な管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努めます。また「予防保全」を重視し、施設の現状を把握した上で大規模な改修や建替えを計画的に実施することで、更新投資の平準化を図ります。
- 民間で運営可能な施設については、民間の力を活用したPFI^{29※}や指定管理者制度の導入、民営化等についても検討していきます。

^{29※} PFI（Private Finance Initiative）とは、公共事業を実施するための手法の一つであり、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

方針4 ▶ 財源の確保と受益者負担の適正化

- 適正配置計画を実施してもなお公共施設等への財源不足が見込まれているため、将来の大規模な改修や更新等に備え、基金への積極的な積み立てを行います。
- 適正な財源の確保と行政サービスの水準の確保を図るために、公共施設等の使用料について、適正な受益者負担を確保するための定期的な見直しを実施します。

3.2 目標の設定

**目標 ▶ 公共施設の延床面積を
2056年度までに50%削減**



2027年2月改訂の方向性

上記の数値目標を維持します。

ただし、将来推計で見込まれる事業費を削減するため、

基本方針を徹底するとともに、
早期に適正配置の方向性の見直しに着手します。

本計画策定当初、2055年の人口は40年間で4割減少すると見込んでいました。

また、当時は公債費が市財政に及ぼす負担が大きく、加えて、扶助費も上昇が見込まれていたことから、保有する全ての公共施設等を維持し続けることは困難であると整理し、2017年度から2056年度までの40年間で公共施設の延床面積を50%削減するという目標を掲げました。

しかし、28ページの「表2-10：公共施設マネジメント実施計画における公共施設延床面積削減目標（10年毎）」のとおり、第4期末（2059年度）時点の延床面積削減割合は43.5%（28ページ脚注27*参照）となり、延床面積の目標削減割合は、50%に届かないことが想定されています。

第1期（2020年度-2029年度）の目標削減割合は「4.7%」ですが、2026年度末時点の削減率は「2.5%」となることを見込まれています。

さらに、第2章で検討したとおり、昨今の建築資材費の高騰等を踏まえて公共施設等の「分類別更新単価等」の見直しを行い、公共施設マネジメント実施計画の取組を行った場合について再試算した結果、30年間（2027年度-2056年度）の更新等費用は、健全な公債費の管理の視点から推定した今後10年程度の財政上の上限額である12.0億円/年と比較して、10.3億円/年の超過が見込まれています。

公共施設マネジメント実施計画の取組を行った場合

2022年3月改訂版の試算

○今後10年程度の財政上の上限額	: 12.8億円
○40年間（2017年度-2056年度）平均	: 15.5億円 →2.7億円超過

2027年2月改訂版の試算

○今後10年程度の財政上の上限額	: 12.0億円
○30年間（2027年度-2056年度）平均	: 22.3億円 →10.3億円超過

上記試算には空調等の設備改修等や既存施設の解体費用は含まれていないため、近年の工事費等の上昇による解体の実績額を考慮すると、今後は解体工事が実施できない施設が発生することも想定されます。

この状況は適正配置計画で示した方策が先送りになることを意味しており、目標どおり実行できない可能性や、多くの施設で老朽化が進行し修繕できない状況、それに伴い施設の使用停止という判断をせざるを得ない状況が考えられます。

今後の建築資材費の動向は不透明であることから、**2027年2月改訂においては、数値目標は引き続き「公共施設の延床面積を50%削減」を維持しますが、将来推計で見込まれた事業費を削減する方策について検討する必要があることから、前項の基本方針を徹底するとともに、早期に適正配置の方向性を見直しに着手することとします。**

一方、インフラ施設については面的な広がりをもっている一連の施設であり削減が困難であることから、原則として削減目標は設定しません。

3.3 基本的な方針を推進するための実施方針

基本方針に基づき、公共施設及びインフラ施設に関する実施方針を設定します。

3.3.1 公共施設の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 日常及び定期的な点検と補修修繕、清掃などの保守管理を適切に行うことで、劣化箇所の早期発見・早期対応を行います。
- ・ 施設管理者による日常点検及び定期点検の実施に加え、施設所管課による劣化状況調査及び評価を実施し、常に施設の状態を把握します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○維持管理・修繕

- ・ 点検・劣化状況調査等の結果に基づき、劣化状態から市全体で統一した劣化度評価を行い、優先順位を付与し限られた予算を効率的に活用します。

○改修・更新

- ・ 各施設で生じる必要な維持管理・修繕の取組については、市全体としての優先順位を明確化し投資すべき施設に対する選択と集中を図るとともに、必要な維持管理・修繕の取組が放置されない状態とすることが重要です。そのためには、予算編成を含む一連の公共施設等マネジメントの中で、優先順位を適切につけることができる仕組みを構築します。
- ・ 適正配置計画の方向性に基づき、計画的な集約化や複合化、更新等を実施し、改修更新時期の集中化を避けることで、更新費用の平準化を図ります。
- ・ 統合や廃止の推進方針との整合を図りつつ、改修・更新を行う際には、必要最小限の規模で実施します。また大規模な更新等の際にはPFI等の民間活用についても検討します。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 住民が安心・安全に利用できる公共施設を目指し、点検・劣化状況調査等の結果から施設の劣化度評価を実施し、危険性が認められた施設については優先順位に基づき、安全確保の改修を実施します。
- ・ 危険性が高いと判断された公共施設について、安全確保を最優先とし、場合によっては一時使用中止、廃止も考慮した安全対策を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

- ・「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」との整合性を図りつつ、現行の耐震基準を満たしていない可能性のある建物は耐震診断を行い、統合、廃止も選択肢に持ちながら検討を重ね、必要に応じて耐震改修を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・今後とも保有し続ける施設については、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全を実施し、長期使用を図ります。
- ・維持保全等の方法、体制、方針などを具体的に定める個別施設計画に基づき、建物の機能や性能を所定の基準まで回復させることや、社会情勢の変化によるニーズへの対応を行い、施設の長期使用を目指します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を進める必要があります。
- ・本市では、「北本市都市計画マスタープラン」でユニバーサルデザインの都市づくりの方針を定めており、誰もが暮らしやすい都市の形成と共生社会の実現を目指します。
- ・施設の更新、複合化及び集約化等の改修の機会を捉えて、ユニバーサルデザインの視点による整備を行うとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」を遵守します。

(7) 脱炭素化の推進

- ・国の「地球温暖化対策計画」及び「第五次北本市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素化に向けた取組として、施設の更新・改修の際は、太陽光発電システムを中心とした再生可能エネルギーの導入や高効率型設備の導入により、施設の省エネ化（ZEB化等）を進めます。

(8) 統合や廃止の推進

- ・適正配置計画の方向性について、市民への情報共有を進めるとともに、実行段階においては、市民の声を反映しながら施設や機能の整理・統合を図ります。
- ・適正配置計画において、施設の集約化・複合化に伴い生じる廃止施設や未利用地等については、速やかに売却、譲渡、転用することを優先して検討することとします。また、民間需要がないため売却が困難な場合等については、民間への財産の貸し付けなどにより有効活用を図ります。

- ・ 施設や機能の整理・統合にあたり、施設の老朽化や利用状況等の視点だけではなく、公共施設の再構築を通したまちづくりの視点を持ちながら進めていきます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

- ・ マネジメント組織体制を構築します。
- ・ 市民参加による合意形成に努めます。

(10) 適切な財源の確保

- ・ 将来の施設の大規模な改修や更新等に備え、公共施設整備基金等への計画的な積立を行います。
- ・ 適正な財源の確保と行政サービスの水準の確保を図るために、公共施設等の使用料の市民負担の公平性及び適正な受益者負担を確保した定期的な見直しを実施します。
- ・ ネーミングライツの導入や広告収入などにより新たな財源の確保を検討します。

3.3.2 インフラ施設の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 定期点検により劣化・損傷の程度や原因を把握し、劣化・損傷の進行度合いや施設への影響等について診断を実施します。
- ・ 点検の実施に当たっては、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○維持管理・修繕

- ・ 点検・診断等の結果に基づき、必要な対策を必要な時期に効率的かつ効果的に実施します。また、メンテナンスサイクル（点検・診断→対策の実施→情報の記録→次期点検・診断）を構築し、予防保全型の維持管理を導入することによりトータルコストの縮減、更新費用の平準化を図ります。

○改修・更新

- ・ 適切な構造や工法の選択により、維持管理コストの縮減を図ります。
- ・ 改修・更新等の機会を捉え、防災・減災対策等との連携を図りつつ、耐震性能や事故に対する安全性能の向上を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 住民生活や社会経済活動の基盤であるインフラ施設は、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を発揮し続けることが大前提となります。そこで、点検・診断等により危険性が認められた施設については安全確保の改修を実施し、場合によっては供用廃止を検討します。また、予防保全型の維持管理により、大きな不具合を未然に防ぐことで安全性を担保します。

(4) 耐震化の実施方針

- ・ インフラ施設がその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労のみならず地震動等の災害外力にも耐える必要があるため、改修等の機会を捉え、必要な耐震対策を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ 個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的な管理による施設の長期使用を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を進める必要があります。
- ・ 本市では、「北本市都市計画マスタープラン」で「ユニバーサルデザインの都市づくりの方針」を定めており、誰もが暮らしやすい都市の形成と共生社会の実現を目指します。
- ・ 社会経済等の変化に応じた新たな機能（ユニバーサルデザインの導入等）の付加等を検討するとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」を遵守します。

(7) 適切な財源の確保

- ・ 下水道使用料の定期的な改定を行い、公平で適正な財源の確保に努めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1 公共施設の管理に関する基本方針

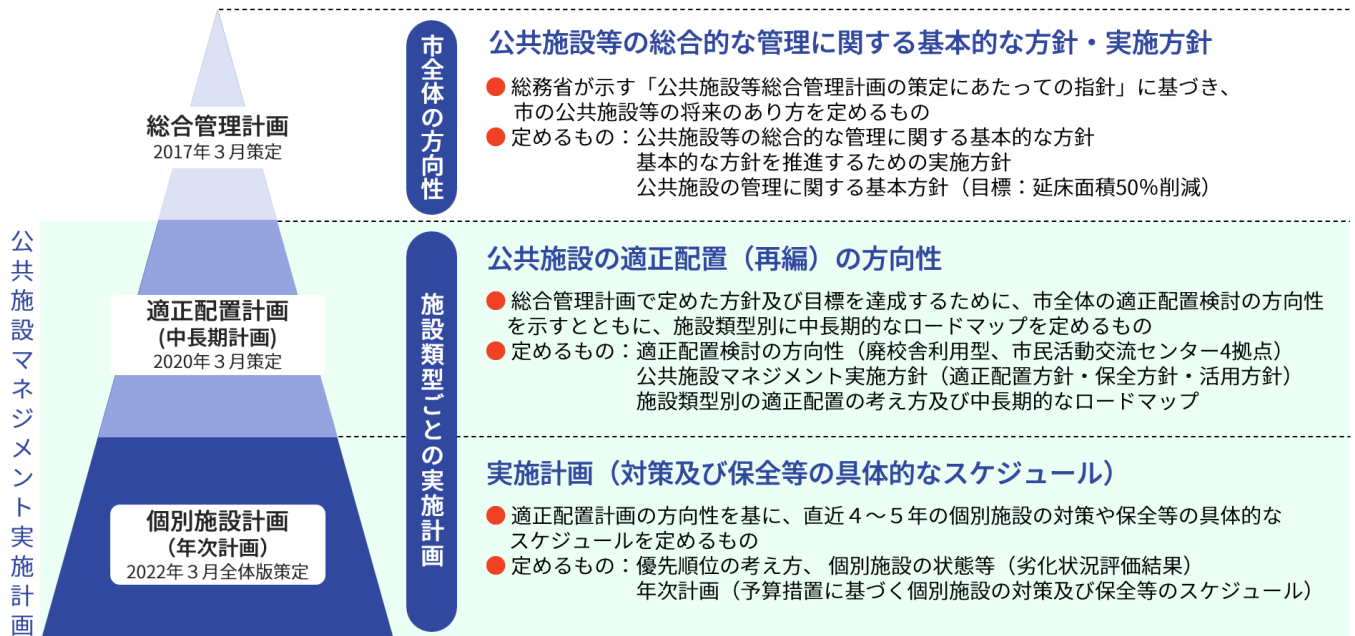
本計画で定めた方針と目標を実現するために、下位計画として適正配置計画及び個別施設計画を定めており、二つの計画を合わせて公共施設マネジメント実施計画としています。

適正配置計画では、「第3章 公共施設マネジメント実施方針」において、「適正配置方針」・「保全方針」・「活用方針」を定めており、さらに「第4章 施設類型別の適正配置」において、本計画で定める基本方針等を踏まえた施設類別の方針として、市全体の公共施設の再編の中長期的方向性を示す「適正配置の考え方」を定めています。

個別施設計画は、適正配置計画の方向性を基に、直近5年間（第1期は直近4年間）の公共施設の個別の対策や保全等の具体的なスケジュールについて施設類型ごとに示したものです。「第3章 公共施設全体の優先順位の考え方」において、「優先順位の考え方」を定めており、「実施する事業については適正配置の方向性に加え、施設の劣化度（総合評価）から優先順位を定め、財政上の上限額を勘案した上で選定し、公共施設の事後保全等に係る費用も含み6億円/年程度」とすることを方針としています。

公共施設マネジメント実施計画に基づき、公共施設を継続的・安定的に更新・管理することで、将来にわたって健全で安全な施設運営を行います。

図3-1：公共施設等総合管理計画及び公共施設マネジメント実施計画



4.2 インフラ施設の管理に関する基本方針

インフラ施設の管理については、以下のとおり各個別施設計画に基づき適切な維持管理を行っていきます。

(1) 道路

- ・「舗装の個別施設計画」に基づき、管理区分別による計画的な点検・調査により適切な維持管理を行います。

(2) 橋りょう

- ・「北本市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ効率的に橋の管理を行い、維持・修繕・架替えの費用を縮減すると共に、予防保全型の維持管理による長寿命化を図ります。

(3) 公園・緑地

- ・「北本市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理の導入により長寿命化を図ります。
- ・上記に加え、「北本市緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全及び緑化の推進を図ります。

(4) 公共下水道施設

- ・公共下水道施設の修繕・改築等については、「北本市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき対策を進めます。
- ・上記に加え、公共下水道の耐震性の向上については、「北本市公共下水道総合地震対策計画」に基づき、対策を進めます。また、「北本市公共下水道事業経営戦略」に基づき、公共下水道事業の効率化、経営健全化に取り組めます。

第5章 推進体制及び進行管理

5.1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

5.1.1 全庁的な取組体制の構築

本計画で定めた方針と目標を実現するために、45 ページの「図 4-1：公共施設等マネジメント推進体制」のとおり、庁内関係部署と連携及び調整を図りながら公共施設マネジメントを進めていきます。

公共施設の個別施設計画の事業については、施設所管課が予算、実施計画等の立案段階から実施し、政策推進課が全体の調整、進捗管理及び複合化事業等の調整を担当します。

庁内検討組織として「公共施設整備検討委員会」、附属機関として「公共施設等総合管理推進審議会」を設置しています。

「公共施設整備検討委員会」は、本計画、適正配置計画及び個別施設計画の改訂案の審議、個別の施設の整備等に関する検討、計画目標の達成状況の評価などを行うため、庁内横断的な検討組織として、主に副部長級の職員で構成しています。

「公共施設等総合管理計画推進審議会」は、本計画、適正配置計画の改訂案について審議を行います。審議会委員は、知識経験者、公共的団体等の代表者及び公募による市民等により構成しています。

5.1.2 情報管理・共有方策

(1) 固定資産台帳の活用

公会計（固定資産台帳）を活用し、各施設の延床面積、構造、建築年月日等の基本情報の管理を行います。

(2) システムによる施設データの一元管理

公共施設マネジメントシステムを活用し、各施設の基本情報に加えて、工事履歴や点検情報、コスト情報、サービス情報等を一元管理することにより、施設管理の業務の効率化を図ります。

また、施設データを庁内へ共有するとともに、財源を考慮したコスト分析を行う等、公共施設マネジメントの推進に活用します。

(3) 庁内研修

公共施設の保全や再編を円滑かつ効果的に進めるため、庁内研修等を通じて、公共施設を取り巻く状況、施設の保全及び再編に係るノウハウ等について知識を蓄積し、問題意識や方向性を共有することで、職員一人一人の意識の醸成を図ります。

図 4-1：公共施設等マネジメント推進体制

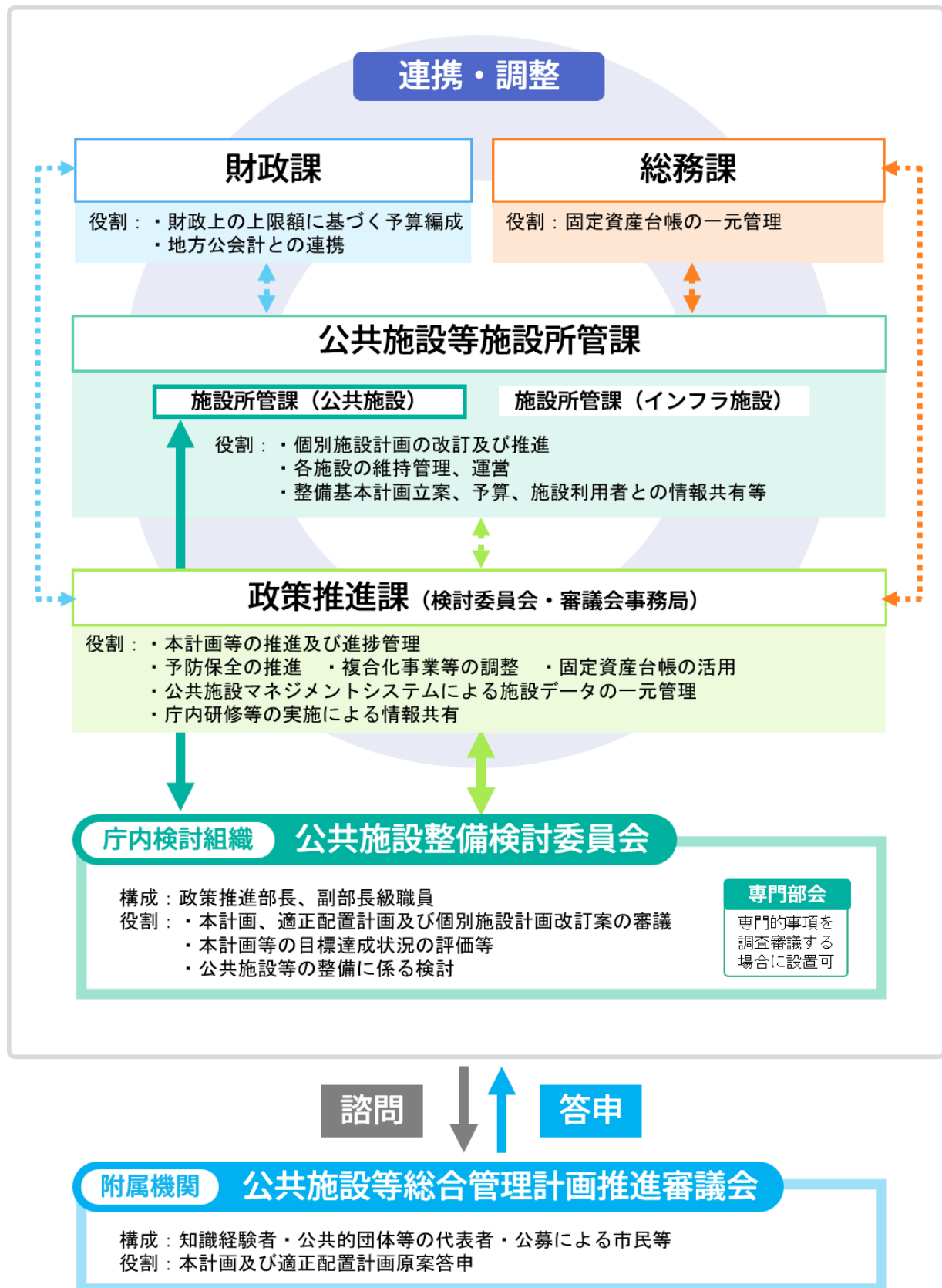
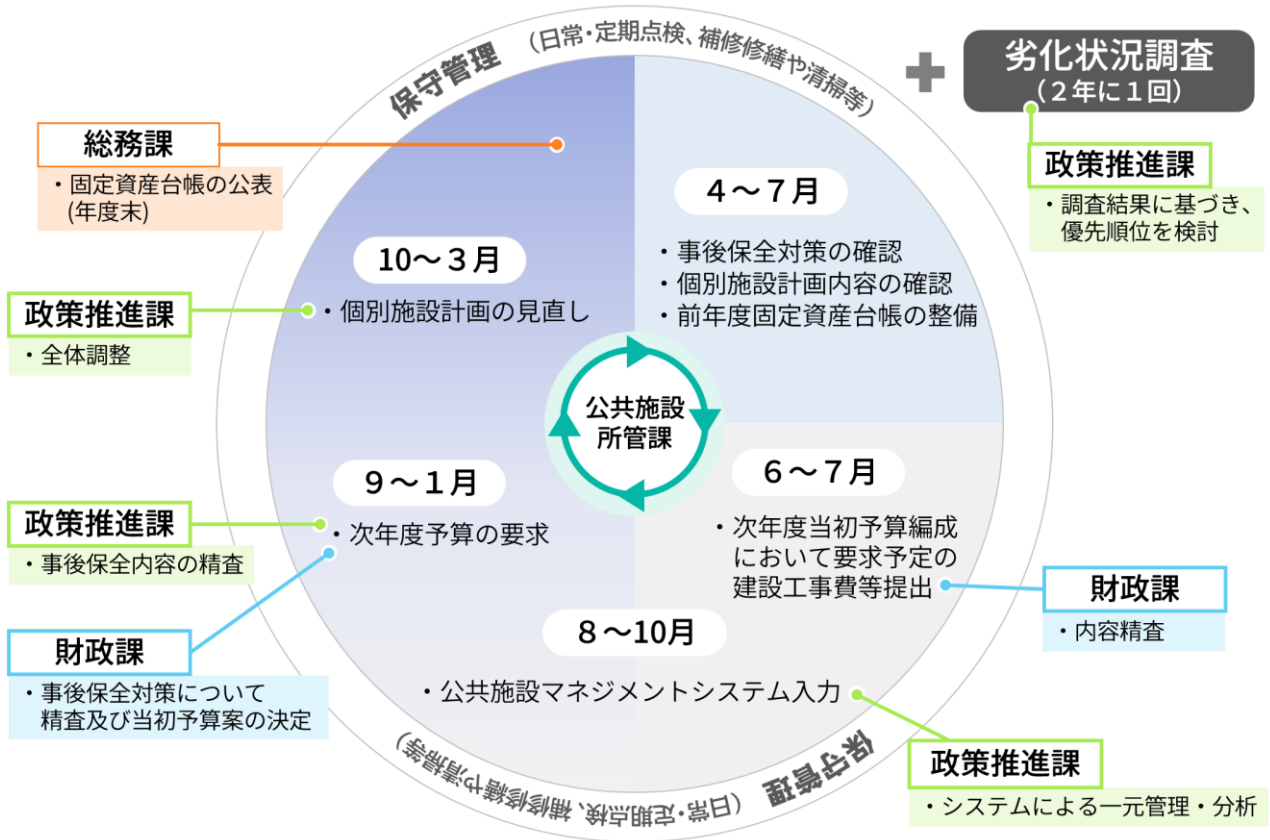


図 4-2：公共施設所管課年間業務サイクル



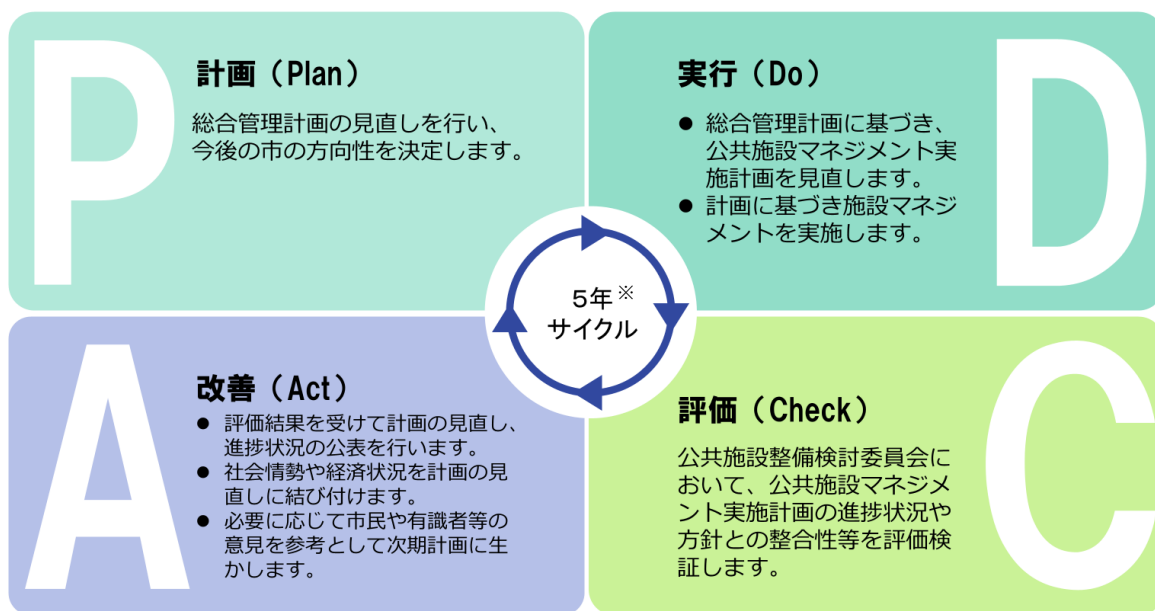
5.2 PDCAサイクルの推進方針

本計画を着実に進めていくために進捗管理を確実にを行い、社会情勢や経済状況等の変化に対応し、必要に応じて計画を見直します。

本計画と下位計画である公共施設マネジメント実施計画は相互に関連しているため、「計画（Plan）」として本計画を見直し後、「実行（Do）」として公共施設マネジメント実施計画を見直します。

適正配置計画、個別施設計画それぞれにおいても PDCA サイクルを推進し、下位計画の進捗状況や評価・改善結果を基に、本計画の「評価（Check）」そして「改善（Act）」を行います。

図 4-3 : PDCA サイクル



※ 5年で必要に応じて見直し、10年で改訂

資料編

1. 将来費用試算条件

公共施設の費用算出の条件

2022年3月改訂では、将来費用を試算する際、基本的に一般財団法人自治総合センターの公共施設等の更新費用試算ソフトの単価（以下「試算ソフトの単価」という。）を使用していました。

近年、物価高騰や労務費の上昇に伴い、建設工事費が著しく増加していることから、2027年2月改訂では、これらの影響による物価上昇等を1.58倍と見込み、試算ソフトの単価に乗じて、単価を再設定しました。

【更新単価について】

- ・ 施設面積に施設の分類に応じた更新単価を乗じて算出します。
- ・ 更新費には、設計費、解体費が含まれ、大規模改修費には設計費が含まれます。

【更新単価の考え方】

建築物は、その種類により建物構造等が異なることから、可能な限り現実に即したものとするため、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に、用途別に単価を設定しています。

なお、この単価は予定価格又は設計価格を想定して設定しています。

分類別更新単価(千円/㎡)

用途分類	更新	大規模 改修	中規模 改修 ^{30※}
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設、産業系施設	632	395	158
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他	569	316	—
学校教育系施設、子育て支援施設	521	269	131
公営住宅	442	269	—
簡易建築物（小規模倉庫、車庫、駐輪場等） ^{31※}	237	—	—

^{30※} 中規模改修については、耐用年数を80年とした場合に20・60年目の改修を中規模改修とし、更新の1/4の金額を設定した。

^{31※} 簡易建築物については、改修工事等を行うことはせずに更新のみとし、実績から金額を設定した当初の単価に1.58倍を乗じた。

道路の費用算出の条件

- 舗装点検要領（国土交通省）を参考に交通量等から C 路線と D 路線に分類し、2024 年度の固定資産台帳による道路舗装面積を用いて、分類 C 路線は更新年数 15 年、分類 D 路線は更新年数 30 年で割った値を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新量に単価を乗じて更新費用を算出しました。下記に示す更新単価は市の実績による金額を採用しています。

道路の更新費用単価（円/㎡）

区分	単価	更新頻度
分類 C 路線	10,000	15 年
分類 D 路線	8,000	30 年

橋りょうの費用算出の条件

- 橋りょうの面積（㎡）を耐用年数で割った値を 1 年間の更新量と仮定し、更新量に構造別に設定された単価を乗じて算出しました。

橋りょうの更新費用単価（千円/㎡）

更新（60 年）	
部材	単価
PC 橋 RC 橋 その他	425
鋼橋	500

公園の費用算出の条件

- 公園については「北本市公園施設長寿命化計画」を 2021 年 2 月に策定しており、10 年間の対策費用を算出しています。単年度当たりの概算費用から、0.51 億円/年を採用しています。

下水道の費用算出の条件

- 下水道事業については「北本市公共下水道ストックマネジメント計画」（2019 年 2 月策定）を 2024 年 1 月に改訂しており、100 年間の費用試算を行っています。標準耐用年数の 1.5 倍を目標耐用年数と定め平準化することにより、平均 1.54 億円/年のコストの削減となり、年間の更新費用の推計は 2.91 億円/年（100 年）となっています。この 100 年間のうち 40 年間分を抜粋して、平均した額 2.60 億円/年を採用しています。

2. 公共施設の分類方法

本計画における公共施設の分類は、以下のとおり、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（2016 版）施設分類」に基づいています。

分類表

会計名	大分類	中分類	施設名称例
普通会計	市民文化系施設	集会施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民ホール コミュニティセンター 公民館 市民の家 青年の家
		文化施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館 市民文化センター
	社会教育系施設	図書館	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館 地域図書館・図書館分室
		博物館等	<ul style="list-style-type: none"> 博物館、郷土資料館 美術館 プラネタリウム 社会教育センター
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民体育館 市民プール 武道館 サッカー場 テニスコート 野球場
			<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場 少年自然の家 観光センター
			<ul style="list-style-type: none"> 保養施設
	産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> 労働会館・勤労会館 産業文化センター 産業振興センター
			<ul style="list-style-type: none"> 小学校 中学校 特別支援学校 盲学校 聾学校 盲聾教育センター 盲点字センター
	学校教育系施設	学校	<ul style="list-style-type: none"> 小学校 中学校 特別支援学校 盲学校 聾学校 盲聾教育センター 盲点字センター
			<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施設 児童館・児童センター、こどもの家 地域子どもの家 子育て支援センター 放課後児童クラブ、児童会 老人福祉センター デイサービスセンター 生きがい活動センター 地域包括支援センター 老人憩いの家 障害者総合支援センター デイサービスセンター 児童養護施設 母子生活支援施設 保健会館 保健所 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	子育て支援施設	児童館・児童センター	<ul style="list-style-type: none"> 児童館・児童センター、こどもの家 地域子どもの家 子育て支援センター 放課後児童クラブ、児童会
			<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター デイサービスセンター 生きがい活動センター 地域包括支援センター 老人憩いの家 障害者総合支援センター デイサービスセンター 児童養護施設 母子生活支援施設 保健会館 保健所 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター デイサービスセンター 生きがい活動センター 地域包括支援センター 老人憩いの家
			<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援センター デイサービスセンター 児童養護施設 母子生活支援施設 保健会館 保健所 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	行政系施設	庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	消防施設	消防施設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	その他行政系施設	その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	公営住宅	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	公園	公園	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	供給処理施設	供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館 診療所 市庁舎 支所 市政センター・市民の窓口 消防署 分署・分遣所・出張所 環境センター 清掃事務所 備蓄倉庫 防災センター 公営住宅 管理棟 倉庫、便所 ごみ処理場・クリーンセンター 浄化センター 地域冷暖房施設 駐車場、駐輪場 奇場、墓苑 公衆便所 卸売市場、共同販売所 職員住宅、寮 浄水処理場 配水場 下水処理施設 市民病院
上水道会計	上水道施設	上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 浄水処理場 配水場
下水道会計	下水道施設	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理施設
病院会計	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民病院

公共施設の分布状況（2026年4月1日時点）



北本市公共施設等総合管理計画

2017 年 3 月 策定

2022 年 3 月 改訂

2027 年 2 月 改訂

北 本 市

〒364-8633 埼玉県北本市本町 1 丁目 1 1 1

【電話】048-591-1111（代表）